

第3編

災害発生に備える

第1章 市の体制

市域内に風水害や大規模火災などの災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は、県、他の市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関及び市民の協力を得て、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、その有する全機能をあげて被害の発生を最小限にとどめる。

※担当【全】全部課所、光地区消防組合消防本部（ただし、災害の種別及び配備する体制による）

第1節 市の災害対策体制

第1項 配備体制

1 風水害対策の場合

体制別の配備基準、職務の内容及び配備部課等 … 別表 1-1

2 雪害対策の場合

体制別の配備基準、職務の内容及び配備部課等 … 別表 1-2

3 大規模な火災、交通事故、産業火災等に係る対策の場合

体制別の配備基準、職務の内容及び配備部課等 … 別表 1-3

ただし、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

4 業務継続計画（BCP）の策定

市は、大規模災害が発生し、市役所が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、市防災計画と連動した業務継続計画（BCP）や受援計画を策定する。

※参考資料 … 周南市業務継続計画（BCP）、周南市災害時受援計画

第2項 職員の動員

1 職員の動員方法

(1) 勤務時間内

庁内放送、電話、グループウェア、職員参集メール等で行う。

(2) 勤務時間外

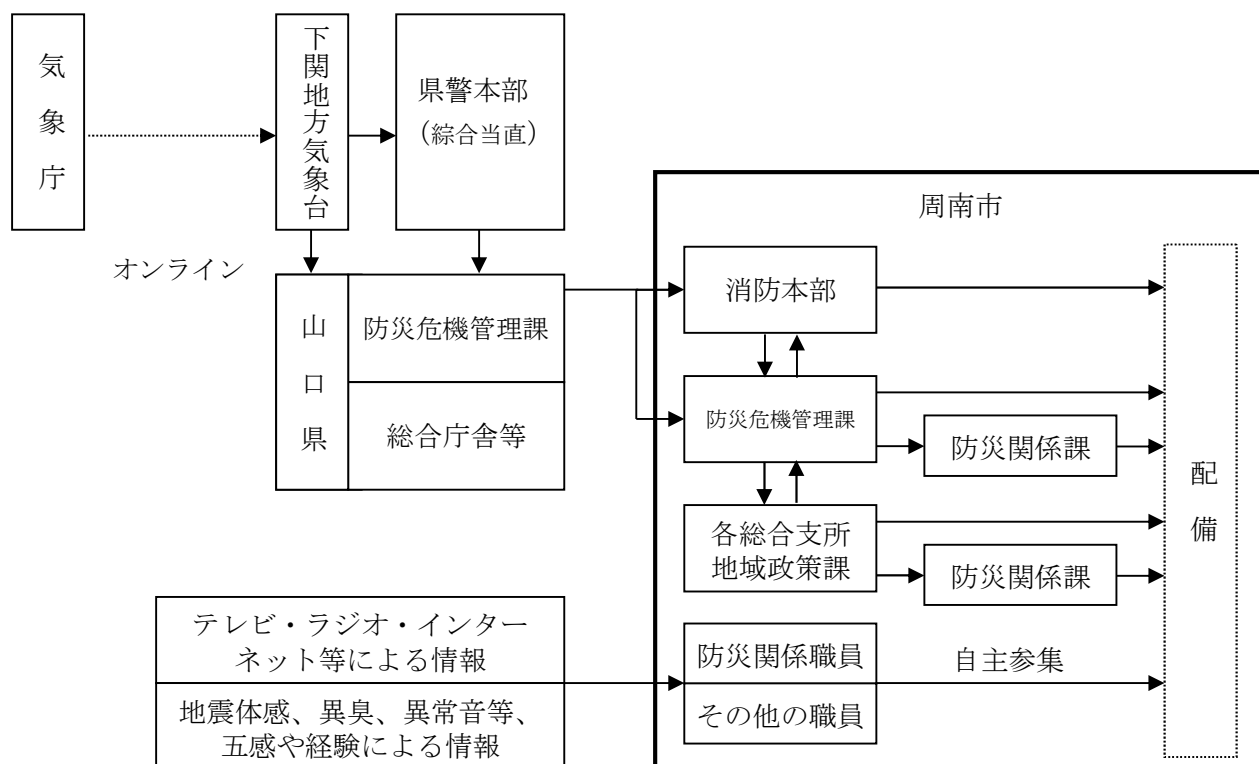
配備基準に基づき、非常連絡網による電話、職員参集メール等で行う。

① 防災危機管理課長は、守衛等から連絡を受けた場合は、必要に応じて防災危機管理監に伝達して指示を受ける。

② 防災危機管理監は、防災危機管理課長からの情報を受けた場合は、必要に応じて市長、副市長に伝達して指示を受ける。

③ 市長から指示を受けた防災危機管理監は、防災危機管理課長に指示して職員を招集し、応急活動を開始する。

④ 配備予定職員は、勤務時間外又は出張中において災害の発生を知ったとき又は発生のおそれがある場合は、以後の気象情報等に留意するとともに、進んで関係方面と連絡をとり、又は所定の配備につく。



揮を執る。

- ② 各対策部 …各対策部長、部次長、主管課長の順で指揮を執る。

2 市本部の業務分掌

組 織 名	職 務 等
本部員会議	本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。 ① 本部体制の配備及び廃止に関すること ② 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること ③ 災害救助法の適用に関すること ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑤ 県、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること ⑥ 災害対策に要する経費に関すること ⑦ 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること
部	部は、本庁及び総合支所における災害対策実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。
現地災害対策本部	本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。 ① 現地本部長 ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。 イ 現地本部長は、本部長の名を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮、監督する。 ② 現地本部の組織等 現地本部を構成する機関その他組織等に関して必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

各班の業務分掌は、別表 1-5 のとおり。

※参考資料 … 周南市災害対策の組織図〔資料編 1-5〕

3 市本部の廃止基準

- (1) 本市域において災害が発生するおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき

4 市本部の設置又は廃止の通知

総務部長は市本部が設置又は廃止されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担当課	方 法
本 庁 内 各 部	防災危機管理課	庁内放送、電話、FAX、口頭、Lアラート、その他迅速な方法
総 合 支 所	〃	電話、FAX、その他迅速な方法
総合支所内各課	地域政策課	庁内放送、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法
県の出先機関	各課	電話、FAX、その他迅速な方法
県災害対策本部	防災危機管理課	Lアラート、県防災行政無線、電話、FAX

その他防災関係機関	防災危機管理課	電話、FAX、その他迅速な方法
報道機関	防災危機管理課 広報広聴課	Lアラート、電話、FAX、その他迅速な方法
市民	広報広聴課	報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて公表、ホームページ、しゅうなんメール、SNS、その他迅速な方法

5 災害警戒本部の設置・運営

相当規模の災害が現に発生し、又は発生する恐れがある場合（市に土砂災害警戒情報が発表された場合を含む）において、状況に応じて必要があると認めるときは、市長の指示により、防災危機管理監が災害対策本部体制に準ずる体制として、周南市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(1) 警戒本部の組織等

配備体制は別表 1-1、1-2、1-3 の通り

① 組織

ア 警戒本部長：防災危機管理監

イ 警戒副本部長：防災危機管理課長

ウ 警戒本部員：災害警戒本部体制に従事の各所属長

なお、対応措置において、本部員以外の要員が必要な場合は、警戒本部長の指示により、本部員に参集させることができる。

② 業務分掌

ア 災害に関する情報収集及び伝達に関すること

イ 災害予防措置及び災害応急対策に関すること

ウ 避難情報の進言に関すること

エ 防災関係機関との連絡調整に関すること

オ 災害対策本部設置の進言に関すること

その他、第 1 章第 1 節第 3 項「2 市本部の業務分掌」に準ずる。

なお、総合支所においては、災害状況に応じて、総合支所長が所掌事務を統括することができる。

(2) 警戒本部の廃止

① 本市域において災害が発生するおそれが解消したとき。

② 災害応急対策がおおむね完了したとき。

③ 災害対策本部体制に移行したとき。

第 2 節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が、連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出る。

1 設置機関

(1) 市長 … 主として陸上災害の場合

(2) 知事 … 2 以上の市町にわたる、主として陸上の大災害の場合

- (3) 徳山海上保安部長… 主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長 … 主として航空事故の場合
- (5) 西日本旅客鉄道(株)中国統括本部長又はその指名する者 … J R の事故の場合
- (6) その他 … 主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現場に出動した部隊等の指揮者をもって構成し、各機関は積極的に参加する。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が、連絡本部の長となる。

連絡本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括する。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他、災害応急対策実施について必要な事項

6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員は、それぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

第3節 市の備災活動

市は、災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力強化に努める。

また、災害の発生に備え、非常事態に即応できる体制の整備を図る。

1 情報収集・伝達手段の確保

- (1) 気象情報の収集手段の確保

気象情報を収集するため、庁舎への県衛星電話・FAX、J-alert、テレビ、CATV、ラジオ、インターネット等を活用する。

- (2) 本庁と総合支所間の連絡手段の確保

県衛星電話・FAXの活用、市行政防災無線の周波数の統一、NTT加入電話及び携帯電話の災害時優先電話としての登録等により確保する。

- (3) 本庁・総合支所と支所間の連絡手段の確保

NTT加入電話及び携帯電話の災害時優先電話としての登録等により確保する。

- (4) 職員の連絡手段の確保

各部課において、職員の参集にあたっての連絡手段、情報収集伝達手段を確認しておく。

※担当【全】防災危機管理課（ただし、(4)については全部課所）

2 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携について徹底する。

※担当【全】全部課所

3 職員の動員体制の確立

(1) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部設置時の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- ② 各所属長は発災初期の情報収集、災害対策本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

(2) 参集訓練の実施

非常参集が円滑に行われるよう、職員の参集訓練を行う。

※担当【全】全部課所（ただし、(2)の実施主体は、防災危機管理課）

1 風水害対策の場合

別表 1－1

※ これはあくまでも基本形であり、災害の状況によってはこの限りではない。

区分		第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
配備基準		周南市に、レベル 2 注意報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）の一つ以上が発表されたとき	ア 周南市に、レベル 3 警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）暴風、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認めるとき ウ 局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき		ア 周南市にレベル 5 特別警報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）が発表されたとき イ 市内複数の地区で避難情報を発令する等、大規模の災害発生を免れないと予想され、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき ウ 台風が接近または上陸のおそれがあり、周南市内に影響を及ぼす可能性が高いとき エ 災害が特定の地域に限られていても、人的被害や住家被害が多数発生するなど、現地での対策が必要なとき オ 市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき
		ア 先行雨量その他の状況から、即時配備の必要がないと認めるとき イ 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき	ア 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき イ 自主避難者がいるとき	ア 相当規模の災害が現に発生し、又は発生するおそれがあるとき イ 周南市にレベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき	
職務内容		ア 気象状況等の情報収集及び情報伝達に努め、事態の推移に伴い、直ちに配備できるよう待機する イ 勤務時間外において、市民からの通報及び県からの気象警報の連絡、被害状況の確認依頼等があった場合は、守衛室からの連絡で即時配備・対応する ウ 特に関係のある所属のみ配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う エ 降雨状況等により、第 2 警戒体制配備の指示を行う	災害応急対策に関係のある所属の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	事態の推移を予測し、必要に応じて左記所属以外の職員の応援も得て、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	ア 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 イ 全職員による体制（地域班も出動）
配備職員		あらかじめ所属長が指名した職員（輪番等による）	災害の規模に応じ、所属長の判断により適正な配備体制を確立	災害の規模に応じ、 ア 配備課所の職員の一部又は全員 イ 本部各班等、応援が必要な場合は、ア以外の課所の職員の一部	全所属の職員
防災危機管理課		○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
総務課			○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
施設マネジメント課					○
法務コンプライアンス課					○
人事課			○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
企画課					○
公立大学連携課					○
秘書課			○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
スマートシティ推進課			○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
広報広聴課			○（状況に応じて）	○	○
財政課					○
課税課					○
収納課					○
契約監理課					○
地域づくり推進課			○	○	○
	市民センター		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
櫛浜支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
鼓南支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
久米支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
菊川支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
夜市支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
戸田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
湯野支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
大津島支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
向道支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
長穂支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須々万支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
中須支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須金支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
和田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
八代支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
移住交流推進課		○	○	○
文化振興課				○
地域クラブ推進室				○
スポーツ振興課				○
観光振興課				○
動物園				○
環境政策課			○（消毒の必要があるとき）	○
リサイクル推進課			○（廃棄物処理があるとき）	○
市民課				○
生活安全課				○
人権推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
地域福祉課			○	○
高齢者支援課			○	○
生活支援課			○（状況に応じて）	○
障害者支援課			○（状況に応じて）	○
指導監査課			○（状況に応じて）	○
子育て給付課				○
こども保育課				○
あんしん子育て推進課				○
健康づくり推進課				○
地域医療課				○
病院管理課				○
保険年金課				○
商工振興課				○
農業振興課		○（状況に応じて）	○	○
農林整備課		○（状況に応じて）	○	○
水産振興課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
道路課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
河川港湾課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（暴風・暴風雪警報時は状況に応じて）	○（暴風・暴風雪警報時は状況に応じて）	○
建築課				○
住宅課			○（公営住宅入居の準備が必要なとき）	○
都市政策課			○（状況に応じて）	○
公共交通対策課			○（市営駐車場への浸水があるとき）	○
建築指導課			○（状況に応じて）	○
公園花とみどり課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
市街地整備課		○（状況に応じて）	○（区画整理区域への被害があるとき）	○
〔新〕地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔新〕市民福祉課			○（高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔熊〕市民福祉課			○（消毒や廃棄物・し尿処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕産業土木課		○	○	○
〔鹿〕地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔鹿〕市民福祉課			○（消毒や廃棄物・し尿処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔鹿〕産業土木課		○	○	○
会計課				○
上下水道局（下記以外）				○
総務課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
水道工務課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
下水道工務課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
浄水課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
下水道施設課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
ボートレース事業局				○
教育政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○	○
新南陽総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
熊毛総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
鹿野総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
生涯学習課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
人権教育課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
教育集会所				○
学校教育課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
学校				○
学校給食課				○
中央図書館				○
新南陽図書館				○
福川図書館				○
熊毛図書館				○
鹿野図書館				○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
議会事務局				○
選挙管理委員会事務局				○
監査委員事務局				○
農業委員会事務局				○
消防本部	○	○	○	○
光地区消防組合消防本部	○	○	○	○

2 雪害対策の場合

別表 1－2

※ これはあくまでも基本形であり、災害の状況によってはこの限りではない。

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
配備基準	周南市に、大雪注意報が発表されたとき	ア 周南市に、大雪警報が発表されたとき イ 異常降積雪等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき		ア 周南市に特別警報が発表されたとき イ 市内複数の地区で避難情報を発令する等、大規模の災害発生を免れないと予想され、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき ウ 災害が特定の地域に限られていても、人的被害や住家被害が多数発生するなど、現地での対策が必要なとき エ 市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき
	ア 先行雪量その他の状況から、即時配備の必要がないと認めるとき イ 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき	ア 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき イ 自主避難者がいるとき	相当規模の災害が現に発生し、又は発生するおそれがあるとき	
職務内容	ア 気象状況等の情報収集及び情報伝達に努め、事態の推移に伴い、直ちに配備できるよう待機する イ 勤務時間外において、市民からの通報及び県からの気象警報の連絡、被害状況の確認依頼等があった場合は、守衛室からの連絡で即時配備・対応する ウ 特に関係のある所属のみ配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う エ 降雪状況等により、第 2 警戒体制配備の指示を行う	災害応急対策に関係のある所属の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	事態の推移を予測し、必要に応じて左記所属以外の職員の応援も得て、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	ア 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 イ 全職員による体制（地域班も出動）
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番等による）	災害の規模に応じ、所属長の判断により適正な配備体制を確立	災害の規模に応じ、 ア 配備課所の職員の一部又は全員 イ 本部各班等、応援が必要な場合は、 ア以外の課所の職員の一部	全所属の職員
防災危機管理課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備	○	○	○
総務課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
施設マネジメント課				○
法務コンプライアンス課				○
人事課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
企画課				○
公立大学連携課				○
秘書課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
スマートシティ推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
広報広聴課		○（状況に応じて）	○	○
財政課				○
課税課				○
収納課				○
契約監理課				○
地域づくり推進課 市民センター		○	○	○
		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	
櫛浜支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
鼓南支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
久米支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
菊川支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○

区分	第1 警戒体制	第2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
夜市支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
戸田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
湯野支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
大津島支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
向道支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
長穂支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須々万支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
中須支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須金支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
和田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
八代支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
移住交流推進課		○	○	○
文化振興課				○
地域クラブ推進室				○
スポーツ振興課				○
観光振興課				○
動物園				○
環境政策課			○（消毒の必要があるとき）	○
リサイクル推進課			○（廃棄物処理があるとき）	○
市民課				○
生活安全課				○
人権推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
地域福祉課				○
高齢者支援課				○
生活支援課				○
障害者支援課				○
指導監査課				○
子育て給付課				○
こども保育課				○
あんしん子育て推進課				○
健康づくり推進課				○
地域医療課				○
病院管理課				○
保険年金課				○
商工振興課				○
農業振興課		○（状況に応じて）	○	○
農林整備課		○（状況に応じて）	○	○
水産振興課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
道路課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
河川港湾課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
建築課				○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
住宅課			○（公営住宅入居の準備が必要なとき）	○
都市政策課				○
公共交通対策課				○
建築指導課			○（状況に応じて）	○
公園花とみどり課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
市街地整備課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
〔新〕 地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔新〕 市民福祉課			○（高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕 地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔熊〕 市民福祉課			○（消毒や廃棄物・し尿処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕 産業土木課		○	○	○
〔鹿〕 地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
〔鹿〕 市民福祉課			○（消毒や廃棄物・し尿処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔鹿〕 産業土木課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
会計課				○
上下水道局（下記以外）				○
総務課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
水道工務課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
下水道工務課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
浄水課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
下水道施設課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
ボートレース事業局				○
消防本部	○	○	○	○
光地区消防組合消防本部	○	○	○	○
教育政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（状況に応じて）	○	○
新南陽総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
熊毛総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
鹿野総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
生涯学習課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
人権教育課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
教育集会所				○
学校教育課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
学校				○
学校給食課				○
中央図書館				○
新南陽図書館				○
福川図書館				○
熊毛図書館				○
鹿野図書館				○
議会事務局				○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
選挙管理委員会事務局				○
監査委員会事務局				○
農業委員会事務局				○

3 大規模な火災、交通事故、産業災害等に係る対策の場合（個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による）

別表 1－3

※ これはあくまでも基本形であり、災害の状況によってはこの限りではない。

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
配備基準	近隣市町及び近海において、次の災害が発生したとき ア 大規模な火災又は爆発 イ 大量の油の流出及び海岸線への漂着 ウ 多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故、その他重大な事故が発生したとき	ア 市域に大規模な火災又は爆発が発生したとき イ 市域において、有害物及び放射性物質の大量の放出があったとき。又は近隣市町及び近海において、有害物及び放射性物質の大量の放出があり、本市への影響が懸念されるとき ウ 山口県近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性があるとき及び市沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき エ 多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき		ア 市内複数の地区で避難情報を発令する等、大規模の災害発生を免れないと予想され、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき イ 市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき
	ア 即時配備の必要がないと認めるとき イ 市民生活及び市域への影響が懸念されるとき	ア 災害の規模が比較的小さいとき又は所管機関で対応できるとき イ 市民生活及び市域への影響の可能性が低いとき	ア 災害の規模が大きいとき イ 市民生活及び市域への影響の可能性が高いとき	
職務内容	ア 情報収集及び情報伝達に努め、事態の推移に伴い、直ちに配備できるよう待機する イ 特に関係のある所属のみ配備し、情報収集及び情報伝達を行う ウ 状況に応じ、第 2 警戒体制配備の指示を行う	災害応急対策に関係のある所属の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	事態の推移を予測し、必要に応じて左記所属以外の職員の応援も得て、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	ア 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 イ 全職員による体制(地域班も出動)
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番等による）	災害の規模に応じ、所属長の判断により適正な配備体制を確立	災害の規模に応じ、 ア 配備課所の職員の一部又は全員 イ 本部各班等、応援が必要な場合は、ア以外の課所の職員の一部	全所属の職員
防災危機管理課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○	○	○
総務課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
施設マネジメント課				○
法務コンプライアンス課				○
人事課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
企画課				○
公立大学連携課				○
秘書課		○（状況に応じて）	○	○
スマートシティ推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
広報広聴課		○（状況に応じて）	○	○
財政課				○
課税課				○
収納課				○
契約監理課				○
地域づくり推進課		○	○	○
市民センター		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
榎浜支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
鼓南支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
久米支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
菊川支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
夜市支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
戸田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
湯野支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
大津島支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
向道支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
長穂支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須々万支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
中須支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
須金支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
和田支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
八代支所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	○
移住交流推進課		○	○	○
文化振興課				○
地域クラブ推進室				○
スポーツ振興課				○
観光振興課				○
動物園				○
環境政策課		○（海・河川への油流出事故のとき）	○（産業公害のとき）	○
リサイクル推進課			○（廃棄物処理があるとき）	○
市民課				○
生活安全課				○
人権推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
地域福祉課				○
高齢者支援課				○
生活支援課				○
障害者支援課				○
指導監査課				○
子育て給付課				○
こども保育課				○
あんしん子育て推進課			○（多数の負傷者が出たとき）	○
健康づくり推進課			○（多数の負傷者が出たとき）	○
地域医療課				○
病院管理課				○
保険年金課			○（多数の負傷者が出たとき）	○
商工振興課				○
農業振興課				○
農林整備課				
水産振興課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
道路課				○
河川港湾課				○
建築課				○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
住宅課				○
都市政策課				○
公共交通対策課				○
建築指導課				○
公園花とみどり課			○（街路樹・公園の被害があるとき）	○
市街地整備課			○（区画整理区への被害があるとき）	○
〔新〕地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（新南陽地域に影響があるとき）	○（新南陽地域に影響があるとき）	○
〔新〕市民福祉課		○（海・河川への油流出事故のとき）	○（高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕地域政策課	○（勤務時間外は自宅待機又は状況に応じ配備）	○（熊毛地域に影響があるとき）	○（熊毛地域に影響があるとき）	○
〔熊〕市民福祉課		○（海・河川への油流出事故のとき）	○（産業公害・廃棄物処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔熊〕産業土木課			○（道路等の施設被害があるとき）	○
〔鹿〕地域政策課		○（鹿野地域に影響があるとき）	○（鹿野地域に影響があるとき）	○
〔鹿〕市民福祉課			○（産業被害・廃棄物処理があるとき） （高齢者・障害者を避難させるとき）	○
〔鹿〕産業土木課			○（道路等の施設被害があるとき）	○
会計課				○
上下水道局(下記以外)				○
総務課			○（上下水道施設に影響があるとき）	○
水道工務課			○（水道施設に影響があるとき）	○
下水道工務課			○（下水道施設に影響があるとき）	○
浄水課			○（水道施設に影響があるとき）	○
下水道施設課			○（下水道施設に影響があるとき）	○
ボートレース事業局				○
消防本部	○	○	○	○
光地区消防組合消防本部	○	○	○	○
教育政策課		○（状況に応じて）	○（道路等の施設被害があるとき）	○
新南陽総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	
熊毛総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	
鹿野総合出張所		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○	
生涯学習課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○（避難所開設の必要があるとき）	○
人権教育課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
教育集会所				○
学校教育課		○（自主避難や被害のおそれがあるとき）	○（避難所開設の必要があるとき）	○
学校				○
学校給食課				○
中央図書館				○
新南陽図書館				○
福川図書館				○
熊毛図書館				○
鹿野図書館				○

区分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
議会事務局				○
選挙管理委員会事務局				○
農業委員会事務局				○
監査委員事務局				○

4 市災害対策本部組織



5 市の業務分掌

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施する。

部 (部長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
指揮統制部 (総務部長) (副：建設部長)	本部各班 ・指揮統制班 ・調整班 ・応援班 ・地域班 ・避難所運営班 ・ドローン活動班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課、施設マネ ジメント課、法務 コンプライアンス 課、人事課、及 び第 1～第 5 応援 班	1 本部員会議に関すること 2 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 3 各部の災害対策の連絡調整に関すること 4 気象・異常現象等の収集、伝達に関すること 5 通信手段の確保に関すること 6 防災資機材の調達管理及び防災用車両の 配車に関すること 7 各部からの災害情報及び被害状況の取り まとめに関すること 8 ライフラインに関する情報の収集及び提供に関す ること 9 避難情報に関すること 10 職員の非常動員及び派遣要請に関すること 11 自衛隊の派遣要請に関すること 12 県及び他市町等への応援要請に関すること 13 受援の全体調整に関すること 14 臨時ヘリポートの設置に関すること 15 自主防災組織との連絡調整に関すること 16 被害情報資料の作成及び報告事務に関すること 17 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること 18 市有財産の被害調査のとりまとめに関すること 19 被災証明願の発行に関すること 20 被害状況の調査に関すること 21 災害応急活動の応援に関すること 22 ドローンを活用した災害対応に関すること
情報対策部 (企画部長)	情報提供班 (広報広聴課長)	スマートシティ推進課 広報広聴課	1 市民への災害情報及び活動状況の周知に 関すること 2 災害情報及び災害応急対策に係わる報道 機関への連絡に関すること 3 避難活動の広報に関すること 4 災害写真の撮影及び収集に関すること 5 インターネットによる情報収集に関すること 6 庁内情報体制の復旧及び維持に関すること 7 他部、部内各班の応援に関すること
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること
	第 1 応援班 (企画課長)	企画課	1 他部、部内各班の応援に関すること

	公立大学班 (公立大学連携課長)	公立大学連携課	1 周南公立大学の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 2 避難所(周南公立大学)の開設及び運営の調整に関する事 3 他部、部内各班の応援に関する事
財政対策部 (財政部長) (副: 会計管理者)	財政班 (財政課長)	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関する事 2 他部、部内各班の応援に関する事
	輸送食糧班 (課税課長)	課税課 収納課	1 各対策部が必要とする人や物資の輸送に関する事 2 被災者に対する市税に関する事 3 被災者並びに防災従事者の食糧の供給に関する事 4 被害認定及び罹災証明書の発行に関する事 5 他部、部内各班の応援に関する事
	会計班 (会計課長)	会計課	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害救助部救助班が実施する被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の応援に関する事
	第2 応援班 (契約監理課長)	契約監理課	1 他部、部内各班の応援に関する事
地域振興対策部 (地域振興部長)	市民生活班 (地域づくり推進課長)	地域づくり推進課 移住交流推進課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(総合支所管内以外の市民センター単独館)の運営に関する事 3 避難所(総合支所管内以外の支所・市民センター)の総括に関する事
	支所班 (各支所長)	各支所 (和田、八代除く)	1 各支署管内における被害など情報の収集及び本部への報告に関する事 2 本部の指示による避難指示等の広報伝達に関する事 3 避難所の運営に関する事
文化スポーツ観光対策部 (文化スポーツ観光部長)	文化施設班 (文化振興課長)	文化振興課 地域クラブ推進室	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(文化施設)の開設運営に関する事
	スポーツ施設班 (スポーツ振興課長)	スポーツ振興課 地域クラブ推進室	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(スポーツ施設)の開設運営に関する事
	観光施設班 (観光振興課長)	観光振興課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(観光施設)の開設運営に関する事 3 外国人の相談窓口に関する事
	動物園班 (動物園長)	動物園	1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 来場者の安全確保及び避難対策に関する事 3 動物園施設の応急対策に関する事

環境生活対策部 (環境生活部長)	環境政策班 (環境政策課長)	環境政策課	1 産業災害に関すること 2 斎場等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 災害時における罹災地域の防疫に関すること 4 防疫地域の調査及び報告に関すること 5 遺体対策に関すること 6 避難所の運営に関すること
	清掃班 (リサイクル推進課長)	リサイクル推進課	1 廃棄物処理施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 塵芥の収集及び処理に関すること 3 廃棄物処理業者への応援要請に関すること 4 し尿の収集及び処理に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。(マンホールトイレを除く)
	生活安全班 (生活安全課長)	生活安全課 (市民相談センター) (消費生活センター)	1 交通安全対策に関すること 2 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること
	人権推進班 (人権推進課長)	人権推進課 (男女共同参画室)	1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に関すること 2 人権推進施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の運営に関すること
	第3 応援班 (市民課長)	市民課	1 課の災害対策関連事務の処理に関すること 2 他部、部内各班の応援に関すること
災害救助部 (福祉部長) (副:こども未来部長)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課 地域福祉課 指導監査課	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること 2 福祉施設入所者の避難に関すること 3 災害時要配慮被災者受入れのための各施設との連絡調整に関すること 4 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 5 被災者の移送、収容保護に関すること 6 避難所の運営に関すること
	救助班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活支援課	1 災害救助法関係の総括及び適用処理に関すること 2 災害復旧援護資金の貸付に関すること 3 被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布に関すること 4 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること 6 ボランティアの活動支援に関すること
	こども班 (こども保育課長)	こども保育課 子育て給付課	1 課の災害対策関連事務の処理に関すること 2 保育所、幼稚園及び認定こども園園児の安全確保及び避難対策に関すること 3 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること
	保健活動班 (統括保健師)	あんしん子育て推進課 全保健師	1 被災者の保健対策に関すること

医療救護部 (健康医療部長)	救護班 (健康づくり推進課長)	健康づくり推進課	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 医療救護所の運営に関すること 3 要配慮者の情報収集に関すること 4 避難所の運営に関すること
	地域医療班 (地域医療課長)	地域医療課 (鹿野診療所) 病院管理課	1 病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 災害時の医療及び助産に関すること 3 他の医療機関との連絡調整に関すること 4 医薬品及び医療資材の調達に関すること 5 公設診療所の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	第4 応援班 (保険年金課長)	保険年金課	1 課の災害対策関連事務の処理に関すること 2 他部、部内各班の応援に関すること
経済対策部 (産業振興部長)	産業対策班 (商工振興課長)	商工振興課	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 災害時における商工業者の援助に関すること 3 災害時における商工業者の金融対策に関すること 4 避難所の運営に関すること
	農林班 (農林整備課長)	農業振興課 農林整備課	1 農林関係の被害状況の収集に関すること 2 農地、農業用施設の応急復旧に関すること 3 林地、林業施設の応急復旧に関すること 4 農林業の防災指導及び防疫に関すること 5 種子、種苗の確保、供給に関すること 6 災害時における家畜の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給に関すること 7 農林業の災害金融に関すること 8 応急仮設住宅用木材の確保に関すること 9 防災用主食の調達及び副食の確保に関すること 10 避難所の運営に関すること
	水産班 (水産振興課長)	水産振興課 (水産物市場を除く)	1 水産関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 船舶の確保に関すること 3 救護物資の荷揚げ場所としての漁港の確保に関すること 4 水産関係の金融対策に関すること
	地方卸売市場班 (地方卸売市場長)	地方卸売市場 水産振興課 (水産物市場)	1 災害時における生鮮食料品の確保及び集荷対策に関すること 2 市場施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること

土木対策部 (都市整備部長)	土木港湾班 (道路課長)	道路課 河川港湾課	1 水防対策に関すること 2 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関すること 3 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保に関すること 4 雨量、水位、流量、潮位の観測資料の収集及びこれに伴う状況判断等の資料作成に関すること 5 道路、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急対策に関すること 6 土木港湾関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること 7 道路啓開に関すること 8 砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧に関すること 9 熊毛、鹿野対策部の施設維持班の応援に関すること 10 ドローンを活用した災害対応に関すること
	建築班 (建築課長)	建築課	1 公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関すること 2 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関すること 3 被災建築物の危険度判定に関すること
	住宅班 (住宅課長)	住宅課	1 公営住宅の被害状況の収集及び応急復旧に関すること 2 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること 3 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関すること 4 避難所の運営に関すること
	建築指導班 (建築指導課長)	建築指導課	1 被災建築物の危険度判定に関すること 2 被災宅地の危険度判定に関すること 3 建築物の災害後の指導及び相談に関すること 4 他部、部内各班の応援に関すること
	都市整備班 (公園花とみどり課長)	公園花とみどり課	1 公園、街路樹の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること
	市街地整備班 (市街地整備課長)	市街地整備課	1 区画整理地内の施設の点検に関すること 2 被害状況調査に関すること 3 新南陽対策部総務班との連携に関すること
	都市政策班 (都市政策課長)	都市政策課 公共交通対策課	1 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること
上下水道対策部 (上下水道事業管理者)	総務班 (総務課長)	総務課 企画調整課	1 部内各班の総合調整に関すること 2 被害情報の整理及び上下水道施設復旧計画進捗状況の把握に関すること 3 応急給水及び応急復旧に係る対外交渉に関すること 4 被害状況及び復旧状況等の広報活動に関すること

	応急給水班 (財政課長)	財政課 料金課	1 応急給水の総合的な計画に関する事 2 給水資機材の確保に関する事 3 他都市等からの応急給水に伴う調整に関する事 4 被災者の水道・下水道料金に関する事 5 災害復旧に必要な活動資金の調達等に関する事
	復旧作業班 (水道工務課長)	水道工務課	1 水道施設の応急復旧及び点検に関する事 2 水道施設の被害状況の集約に関する事 3 被害施設の復旧計画に関する事 4 災害復旧に必要な資機材の確保に関する事 5 漏水や断水等の広報に関する事
	浄水班 (浄水課長)	浄水課	1 浄水施設の応急復旧及び点検に関する事 2 浄水施設の被害状況の集約に関する事 3 被害施設の復旧計画に関する事 4 災害復旧に必要な資機材の確保に関する事 5 飲料水の汚染対策に関する事
	水質班 (水質管理課長)	水質管理課	1 水質情報の収集分析と水質調査及び水質試験の実施に関する事
	下水道工務班 (下水道工務課長)	下水道工務課	1 下水道管渠・マンホール等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 雨水による浸水被害の調査及び応急復旧に関する事 3 熊毛・鹿野対策部の施設維持の応援に関する事
	下水道施設班 (下水道施設課長)	下水道施設課 徳山中央浄化センター 徳山東部浄化センター 新南陽浄化センター	1 浄化センター及びポンプ場の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 仮設トイレのし尿受入に関する事
ボートレース対策部 (モーターボート競走事業管理者)	ボートレース班 (ボートレース管理課長)	ボートレース管理課 ボートレース事業課	1 競艇施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 入場者の安全確保及び避難対策に関する事
文教対策部 (教育長) (副:教育部長)	総務班 (教育政策課長)	教育政策課	1 部内各班の総合調整に関する事 2 教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 3 避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関する事 4 仮教室の設置に関する事
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課 人権教育課	1 児童クラブ児童の安全確保及び避難対策に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 避難所(社会教育施設)の開設及び運営に関する事

	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課	1 児童・生徒の安全確保及び避難対策に関すること 2 避難所(学校施設)開設及び運営に関すること 3 被災児童生徒に対する学用品の給与等救護措置に関すること 4 I C T機器等を活用した応急教育に関すること 5 被災児童生徒に対する医療防疫及び給食等に関すること
	図書館班 (中央図書館長)	中央図書館 (新南陽図書館) (福川図書館) (熊毛図書館) (鹿野図書館)	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	新南陽総合出張所 教育班 (新南陽総合出張所次長)	教育委員会事務局 新南陽総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班との連携に関すること 2 新南陽地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関すること 3 新南陽地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関すること 4 新南陽対策部との連携に関すること
	熊毛総合出張所 教育班 (熊毛総合出張所次長)	教育委員会事務局 熊毛総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班との連携に関すること 2 熊毛地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関すること 3 熊毛地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関すること 4 熊毛対策部との連携に関すること
	鹿野総合出張所 教育班 (鹿野総合出張所次長)	教育委員会事務局 鹿野総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班との連携に関すること 2 鹿野地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関すること 3 鹿野地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関すること 4 鹿野対策部との連携に関すること
応援協力部 (議会事務局長)	第5応援班 (議会事務局次長)	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1 他部、部内各班の応援に関すること
警防部 (消防長)	総務班 (消防総務課長)	消防総務課	1 部内の総合調整に関すること 2 熊毛警防部との連絡調整に関すること 3 消防団に関すること 4 消防施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 5 災害調査及び報告に関すること

	警防班 (警防課長)	警防課	1 部内の総合調整に関する事 2 熊毛警防部との連絡調整に関する事 3 消防団に関する事 4 避難指示等に関する事 5 他県消防への応援要請(広域)に関する事 6 緊急消防援助隊に関する事 7 臨時ヘリポートの設置に関する事 8 ドローンを活用した災害対応に関する事
	通信班 (指令課長)	指令課	1 消防通信に関する事(消防団無線も含む) 2 災害情報の受報及び出動指令に関する事 3 気象観測及び気象情報に関する事 4 関係機関等への連絡調整に関する事 5 災害警報の発令に関する事
	予防班 (予防課長)	予防課 危険物保安課	1 災害情報の収集に関する事 2 危険物等の保安対策に関する事 3 石油コンビナート防災に関する事 4 災害の予防及び広報に関する事
	消防班 (各消防署長)	各消防署	1 被害のおそれがある箇所の警戒及び応急措置に関する事 2 災害現場における救助、救急活動に関する事 3 避難指示等の避難の誘導に関する事 4 災害現場における消防団の指揮に関する事 5 他機関との連携活動に関する事 6 広報に関する事
熊毛警防部 (光地区消防組合消防本部消防長)	総務班 (総務課長)	総務課	熊毛地域の 1 必要資器材等の調達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事(緊急消防援助隊、相互応援を含む) 3 その他総務関係に関する事
	通信班 (警防課長)	警防課	熊毛地域の 1 消防通信に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 関係機関等への連絡調整に関する事
	警防班 (警防課長)	警防課	熊毛地域の 1 部内の総合調整に関する事 2 警防部との連絡調整に関する事 3 避難指示等に関する事 4 応援要請(広域)に関する事 5 臨時ヘリポートの設置に関する事
	情報班 (予防課長)	予防課	熊毛地域の 1 火災の予防対策及び危険物対策に関する事 2 災害情報及び被災状況の調査に関する事 3 広報に関する事(消防班が行う以外の広報) 4 災害の予防に関する事 5 その他災害に関する事

	消防班 (中央消防署北出張所長)	中央消防署北出張所	熊毛地域の 1 災害警戒、防除及び救助救急活動に関すること 2 広報に関すること(災害の警戒等の事前広報) 3 その他災害の活動に関すること 4 消防隊の編成に関すること
新南陽対策部 (新南陽総合支所長)	総務班 (地域政策課長)	地域政策課 (新南陽ふれあいセンター)	1 指揮統制部、本部各班、情報提供班及び部内各班との連絡調整に関すること 2 通信手段の確保に関すること 3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 新南陽総合支所内の防災用車両の配車に関すること 6 部内職員の非常動員に関すること 7 被災証明願の発行に関すること 8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること 9 避難活動の広報に関すること 10 新南陽総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関すること 11 外国人の相談窓口に関すること 12 館内避難所の総括に関すること 13 避難所の運営に関すること 14 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	支所班 (和田支所長)	和田支所	1 支所管内における被害等情報の収集及び本部への報告に関すること 2 本部の指示による避難指示等の広報伝達に関すること 3 避難所の運営に関すること

	市民生活・救助班 (市民福祉課長)	市民福祉課 (市民相談室)	1 財政対策部輸送食糧班及び、生活安全班との連携に関すること 2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関すること 3 被災者に対する市税に関すること 4 交通安全対策に関すること 5 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること 6 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること 7 災害救助部要配慮者支援班、救助班との連携に関すること 8 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること 9 福祉施設入所者の避難に関すること 10 災害時要配慮被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関すること 11 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 12 罹災証明書の発行に関すること 13 災害救助法関係の適用処理に関すること 14 災害復旧援護資金の貸付に関すること 15 被災者への救援金品の配布に関すること 16 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること 17 被災者の移送、収容保護に関すること 18 日本赤十字社との連絡調整に関すること
熊毛対策部 (熊毛総合支所長)	総務班 (地域政策課長)	地域政策課	1 指揮統制部、本部各班、情報提供班及び部内各班との連絡調整に関すること 2 通信手段の確保に関すること 3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関すること 4 災害情報の収集に関すること 5 熊毛総合支所内の防災用車両の配車に関すること 6 部内職員の非常動員に関すること 7 被災証明願の発行に関すること 8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること 9 避難活動の広報に関すること 10 熊毛総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関すること 11 外国人の相談窓口に関すること 12 管内避難所の総括に関すること 13 避難所の運営に関すること 14 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること

	支所班 (八代支所長)	八代支所（鶴いこいの里交流センター）	1 支所管内における被害等情報の収集及び本部への報告に関すること 2 本部の指示による避難指示等の広報伝達に関すること 3 避難所の運営に関すること
	市民センター班 (各市民センター長)	管内市民センター（勝間・高水・大河内・三丘）	1 各市民センター管内における被害等情報の収集及び本部への報告に関すること 2 本部の指示による避難指示等の広報伝達に関すること 3 避難所の運営に関すること
	市民生活・救助班 (市民福祉課長)	市民福祉課（市民相談室）	1 財政対策部輸送食糧班及び環境生活対策部環境政策班、清掃班、生活安全班との連携に関すること 2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関すること 3 被災者に対する市税に関すること 4 産業公害、その他の環境対策に関すること 5 災害時におけるり災地域の防疫に関すること 6 防疫地域の調査及び報告に関すること 7 塵芥の収集及び処理に関すること 8 し尿の収集及び処理に関すること 9 遺体の処置に関すること 10 交通安全対策に関すること 11 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること 12 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること 13 災害救助部要配慮者支援班、救助班との連携に関すること 14 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること 15 福祉施設入所者の避難に関すること 16 災害時要配慮被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関すること 17 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 18 罹災証明書の発行に関すること 19 災害救助法関係の適用処理に関すること 20 災害復旧援護資金の貸付に関すること 21 被災者への救援金品の配布に関すること 22 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること 23 被災者の移送、収容保護に関すること 24 日本赤十字社との連絡調整に関すること

	産業土木班 (産業土木課長)	産業土木課	1 経済対策部産業対策班、農林班との連携に 関すること 2 農林関係の被害状況の収集に関すること 3 農地、農業用施設の応急復旧に関すること 4 林地、林業施設の応急復旧に関すること 5 農林業の防災指導及び防疫に関すること 6 農林業の災害金融に関すること 7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 災害時における商工業者の指導及び援助 に関すること 9 土木対策部土木港湾班、建築班、住宅班、 都市整備班及び上下水対策部との連携に関 すること 10 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に 関すること 11 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な 土木建築業者の確保に関すること 12 道路、河川及び橋梁等の警戒並びに応急対 策に関すること 13 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に 関すること 14 道路啓開に関すること 15 砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止施設 の応急復旧に関すること 16 公営住宅、その他公共建物の被害状況の収 集及び応急復旧に関すること 17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な 措置に関すること 18 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関 すること 19 建築物の災害後の指導及び相談に関すること 20 公園、街路の被害状況調査及び応急復旧に 関すること 21 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧 に関すること 22 仮設トイレの設置に関すること 23 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 24 水道災害の広報活動に関すること 25 給水施設の応急復旧に係わる対外交渉に 関すること 26 給水施設の応急復旧に関すること 27 給水資器材の確保に関すること 28 飲料水汚染等の対策に関すること 29 飲料水等の供給に関すること 30 被災者の水道料金に関すること
--	-------------------	-------	---

鹿野対策部 (鹿野総合支所長)	総務班 (地域政策課長)	地域政策課 (コアプラザかの)	1 指揮統制部、本部各班、情報提供班及び部内各班との連絡調整に関する事 2 通信手段の確保に関する事 3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関する事 4 災害情報の収集に関する事 5 鹿野総合支所内の防災用車両の配車に関する事 6 部内職員の非常動員に関する事 7 被災証明願の発行に関する事 8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関する事 9 避難活動の広報に関する事 10 鹿野総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関する事 11 外国人の相談窓口に関する事 12 避難所の開設及び運営の総括に関する事
	市民生活・救助班 (市民福祉課長)	市民福祉課 (市民相談室)	1 財政対策部輸送食糧班及び環境生活対策部環境政策班、清掃班、生活安全班との連携に関する事 2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関する事 3 被災者に対する市税に関する事 4 産業公害、その他の環境対策に関する事 5 災害時における被災地域の防疫に関する事 6 防疫地域の調査及び報告に関する事 7 塵芥の収集及び処理に関する事 8 し尿の収集及び処理に関する事 9 遺体の処置に関する事 10 交通安全対策に関する事 11 道路管理者、交通機関との連絡調整に関する事 12 被災者に対する相談窓口の設置運営に関する事 13 災害救助部要配慮者支援班、救助班との連携に関する事 14 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関する事 15 福祉施設入所者の避難に関する事 16 災害時要配慮被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関する事 17 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 18 罹災証明書の発行に関する事 19 災害救助法関係の適用処理に関する事 20 災害復旧援護資金の貸付に関する事 21 被災者への救援金品の配布に関する事 22 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関する事 23 被災者の移送、収容保護に関する事 24 日本赤十字社との連絡調整に関する事

	産業土木班 (産業土木課長)	産業土木課	1 経済対策部産業対策班、農林班との連携に関すること 2 農林関係の被害状況の収集に関すること 3 農地、農業用施設の応急復旧に関すること 4 林地、林業施設の応急復旧に関すること 5 農林業の防災指導及び防疫に関すること 6 農林業の災害金融に関すること 7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 災害時における商工業者の指導及び援助に関すること 9 土木対策部土木港湾班、建築班、住宅班、都市整備班及び上下水対策部との連携に関すること 10 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関すること 11 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保に関すること 12 道路、河川及び橋梁等の警戒並びに応急対策に関すること 13 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること 14 道路啓開に関すること 15 砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧に関すること 16 公営住宅、その他公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関すること 17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること 18 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関すること 19 建築物の災害後の指導及び相談に関すること 20 公園、街路の被害状況調査及び応急復旧に関すること 21 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 22 仮設トイレの設置に関すること 23 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 24 水道災害の広報活動に関すること 25 給水施設の応急復旧に係わる対外交渉に関すること 26 給水施設の応急復旧に関すること 27 給水資器材の確保に関すること 28 飲料水汚染等の対策に関すること 29 飲料水等の供給に関すること 30 被災者の水道料金に関すること
--	-------------------	-------	---

第2章 災害情報の収集・伝達

災害発生時において、災害情報の収集・伝達は、市が迅速・的確に応急対策を講じるうえで最も重要なものとなる。そこで、災害に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表・伝達について定める。

第1節 特別警報・危険警報・警報・注意報

特別警報・危険警報・警報・注意報等の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 (警戒レベル5に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 (警戒レベル4に相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル3 警 報 (警戒レベル3に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。

	レベル 2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
--	----------------	--

※ 1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※ 2 洪水予報河川

気象等に関する特別警報発表の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	
土砂災害	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	
氾 濫	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
高 潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害のおこるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯	暴風が吹くと予想される場合
波 浪	低気圧により	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特 別 警 報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」)の

	危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在

周南市	府県予報区	山口県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	周南・下松	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準*	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準*	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準*	基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	潮位*	レベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準*	対象格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準*	対象河川の格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準*	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)

	レベル 4 高潮	潮位*	レベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 6 時間前までに発表）	
警報	レベル 3 大雨	表面雨量指数基準*	レベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準*	レベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*	レベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 3 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準*	レベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 3 ～ 6 時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル 3 高潮	潮位*	レベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
山地			12 時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高	3. 0m		
注意報	レベル 2 大雨	表面雨量指数基準*	レベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準*	レベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*	レベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 2 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準*	レベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 2 高潮	潮位*	レベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 18 時間前までに発表）	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	1. 5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	

			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 40cm 以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上 続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下		
	霜	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上		
レベル 5 氾濫特別警報 ・レベル 4 氾濫危険警報 ・レベル 3 氾濫警報 ・レベル 2 氾濫注意報 の発表対象となる河川予報区のうち、周南市に係る河川予報区名及び基準観測所名		島田川水系島田川〔島田〕		

* 基準値の詳細は <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/yamaguchi.html> を参照。

※暴風・暴風雪・大雪・波浪・強風・風雪の警報基準値の「以上」は省略

※表面雨量指数は、浸水害発生の危険度を示す指標で、地表面にとどまっている雨水の量を示す指数

※平地とは 200 メートル以下の地域、山地とは 200 メートルを超える地域

※土壌雨量指数は、土砂災害発生の危険度を示す指標で、土壌中に溜っている雨水の量を示す指数

※流域雨量指数は、洪水災害発生の危険度を示す指標で、地域に存在する流域の雨水の量を示す指数

※融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明瞭であるため具体的な基準を定めていないため、その欄を空白で示している。

第 2 節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

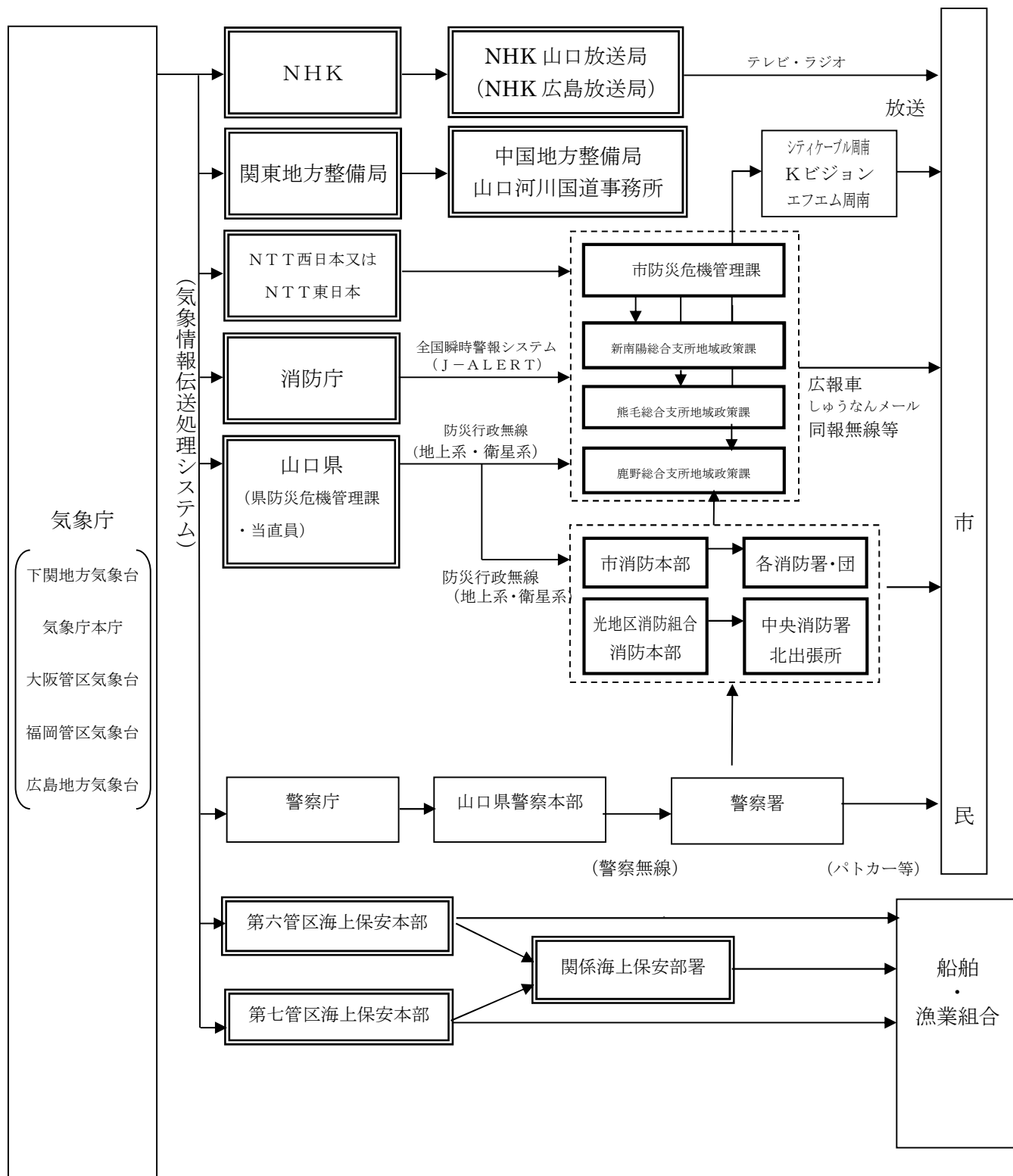
※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第 1 項 特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達

市及び防災関係機関は、相互の連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

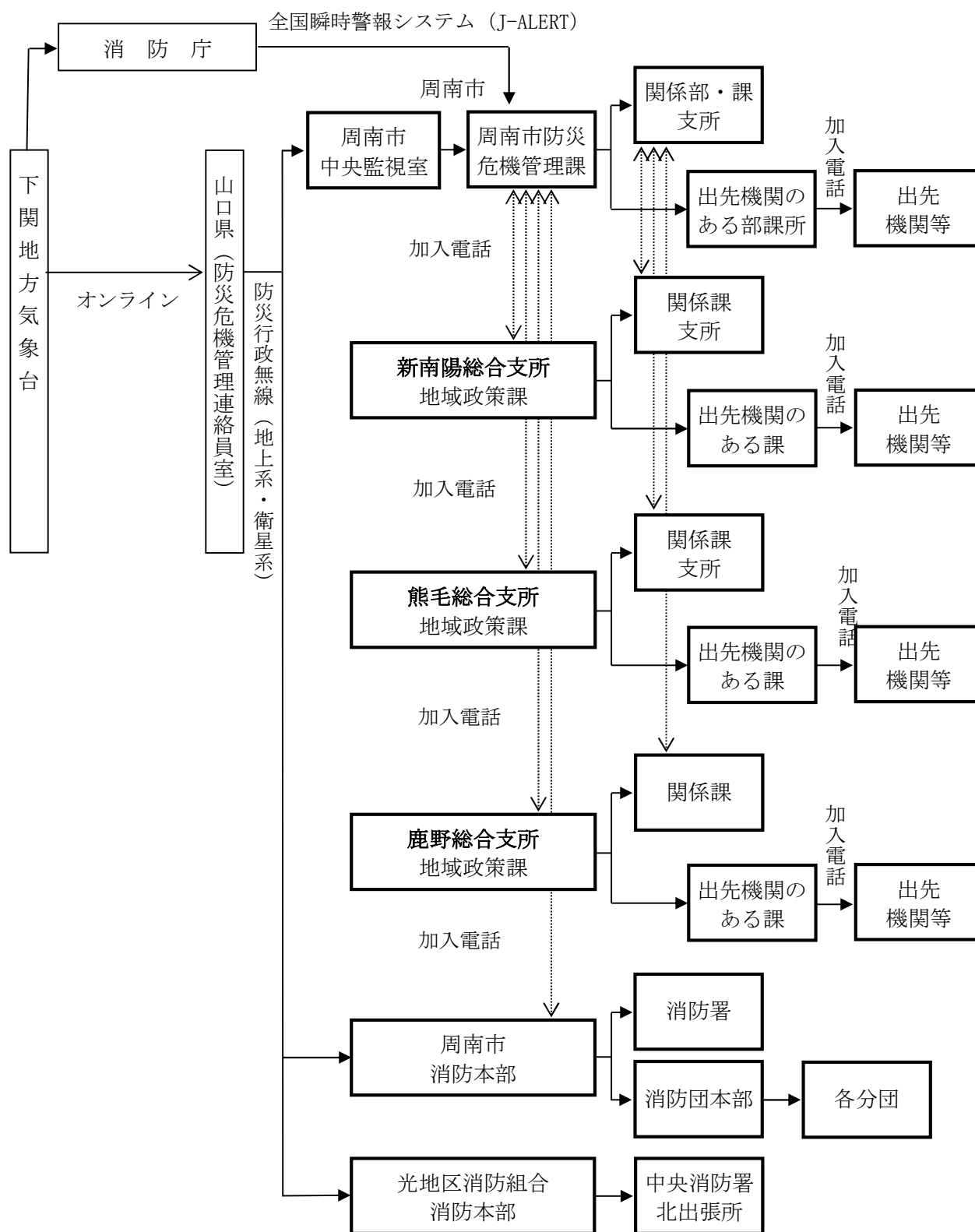
1 気象台から市民までの伝達系統



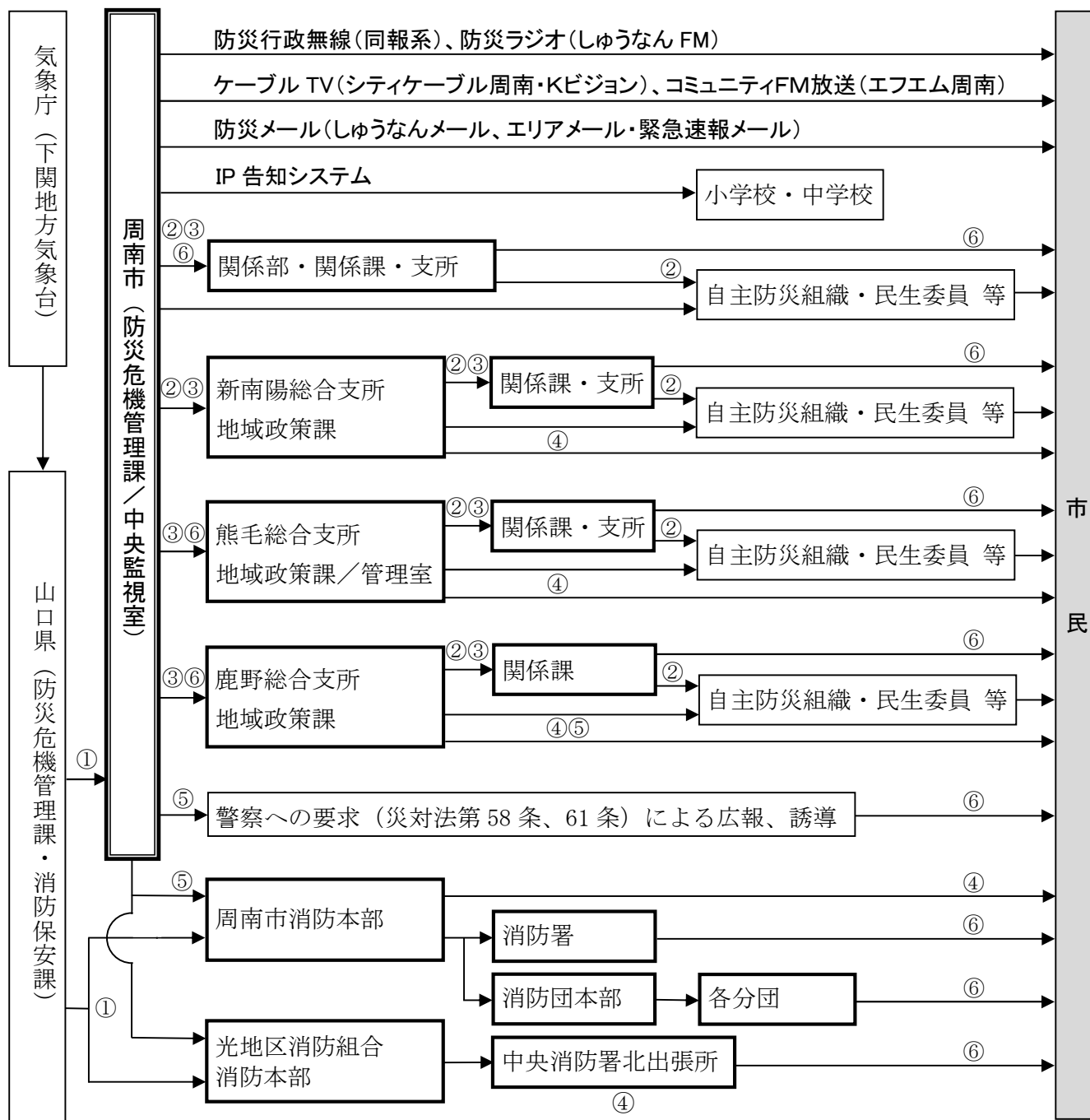
(1) 勤務時間内又は防災行政無線等開局時



(2) 勤務時間外又は防災行政無線等閉局時



3 市から市民への伝達系統図

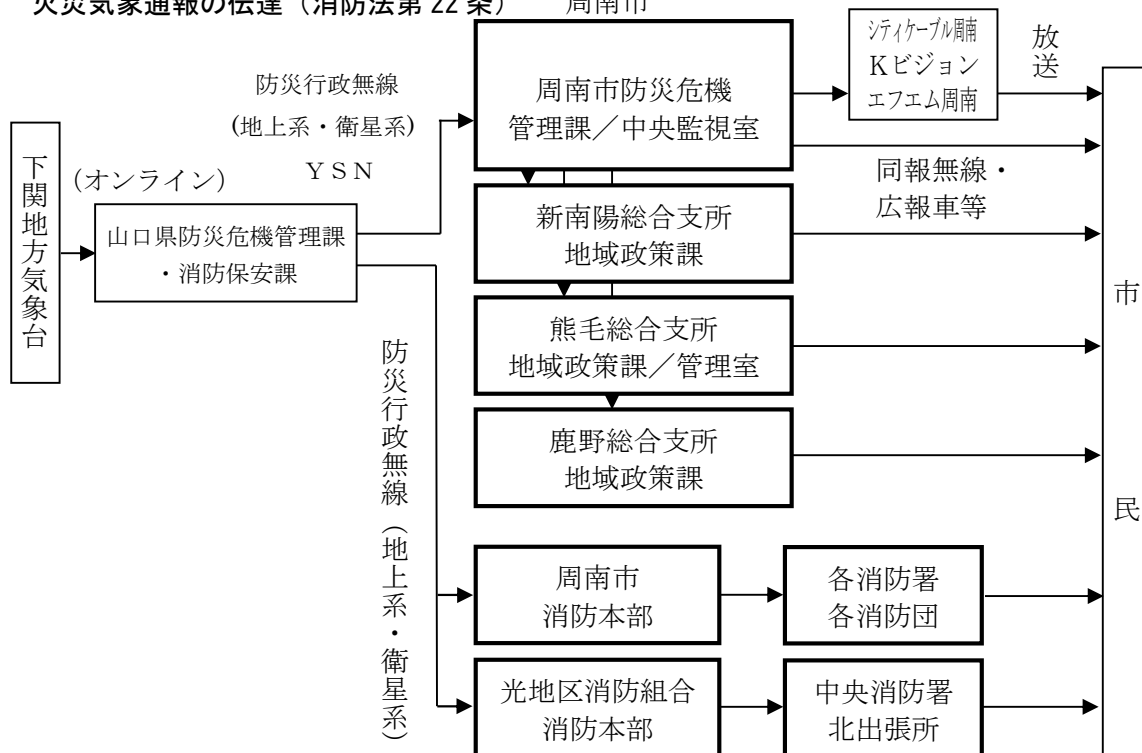


※ 市本部が設置された場合、巡回放送は、情報対策部情報提供班及び新南陽対策部・熊毛対策部・鹿野対策部の各総務班（地域政策課）が中心となって行う。

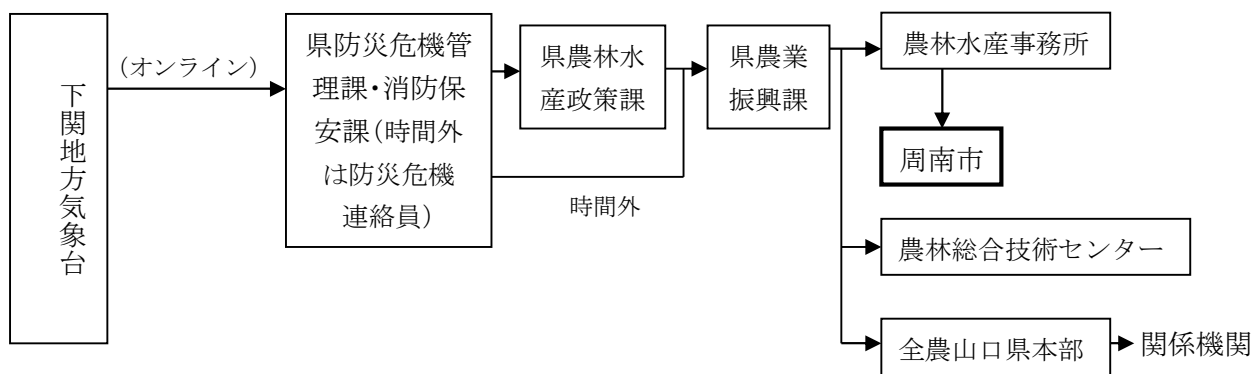
※ 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路

※ 凡例 ① 防災行政無線 (地上系・衛星系) ② 簡易無線機併用 ③ I P 無線
④ 防災行政無線 (同報系) ⑤ I P 電話 ⑥ 巡回放送

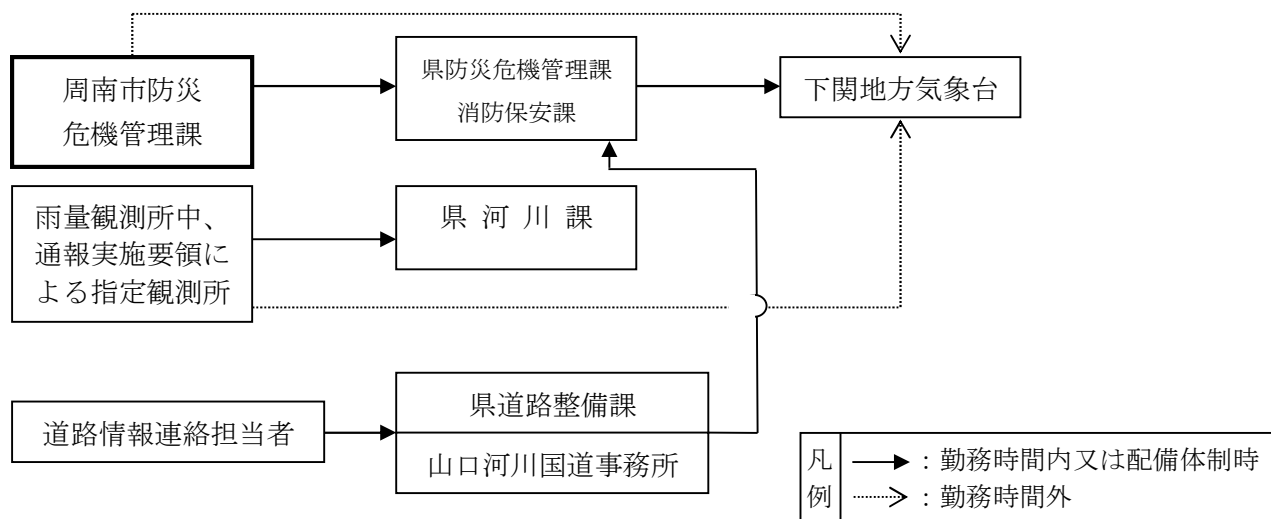
4 火災気象通報の伝達（消防法第 22 条） 周南市



5 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達



6 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



第2項 市による措置事項

1 特別警報・警報・注意報等及び気象情報の受領責任者

- (1) 下関地方気象台から県を通して通報される特別警報・警報・注意報等及び気象情報の受領責任者は、勤務時間内は本庁防災危機管理課長及び各総合支所地域政策課長、勤務時間外並びに休日は守衛（宿直者）とする。
- (2) 受領責任者は、伝達された特別警報・警報・注意報等及び気象情報が、職員配備の基準となる特別警報・警報・注意報等及び情報である場合、あらかじめ定めた情報連絡体制に従い、関係課へ連絡する。

2 特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達

(1) 市

- ① 特別警報・警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。この場合、警察、消防、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。
- ② 市民等への、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておく。

また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等の再確認をしておく。

(2) 消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

災害のおそれのある警報・注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署に一斉通知し、必要に応じて市民への周知を図る。

3 異常現象その他の情報の伝達

(1) 消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、市（防災危機管理課及び当該地域の総合支所地域政策課又は守衛室（宿直室））、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民に周知する。

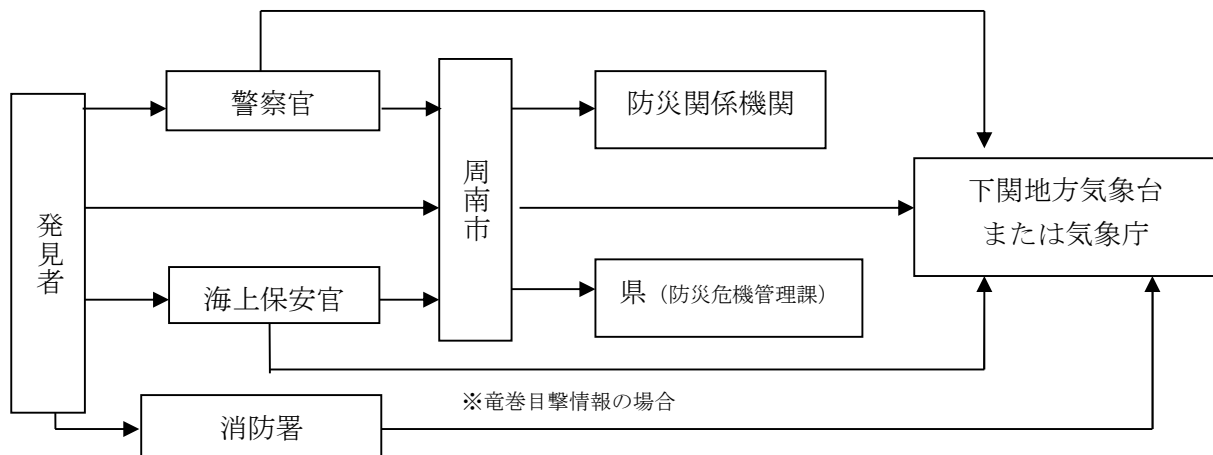
4 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常現象に関する気象予警報が発表されていないときに、当該異常現象を発見した場合、下関地方気象台または気象庁本庁に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

- ① 現象名又は状況
- ② 発生場所
- ③ 発現日時分（発見日時分）
- ④ その他参考となる事項

5 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、及び第13号・災害対策基本法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町に通知するとともに、一般に周知する。

令和8年5月から気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

3 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおり。

(1) 警戒基準

気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

4 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

- ① 震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ② 台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ③ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は関係機関と協議し、暫定基準を設定する。

（通常の基準に乗じる割合）

状況 要素	地 震	
	震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
土壌雨量指数	8 割	7 割

5 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象とするものではないことに留意する。

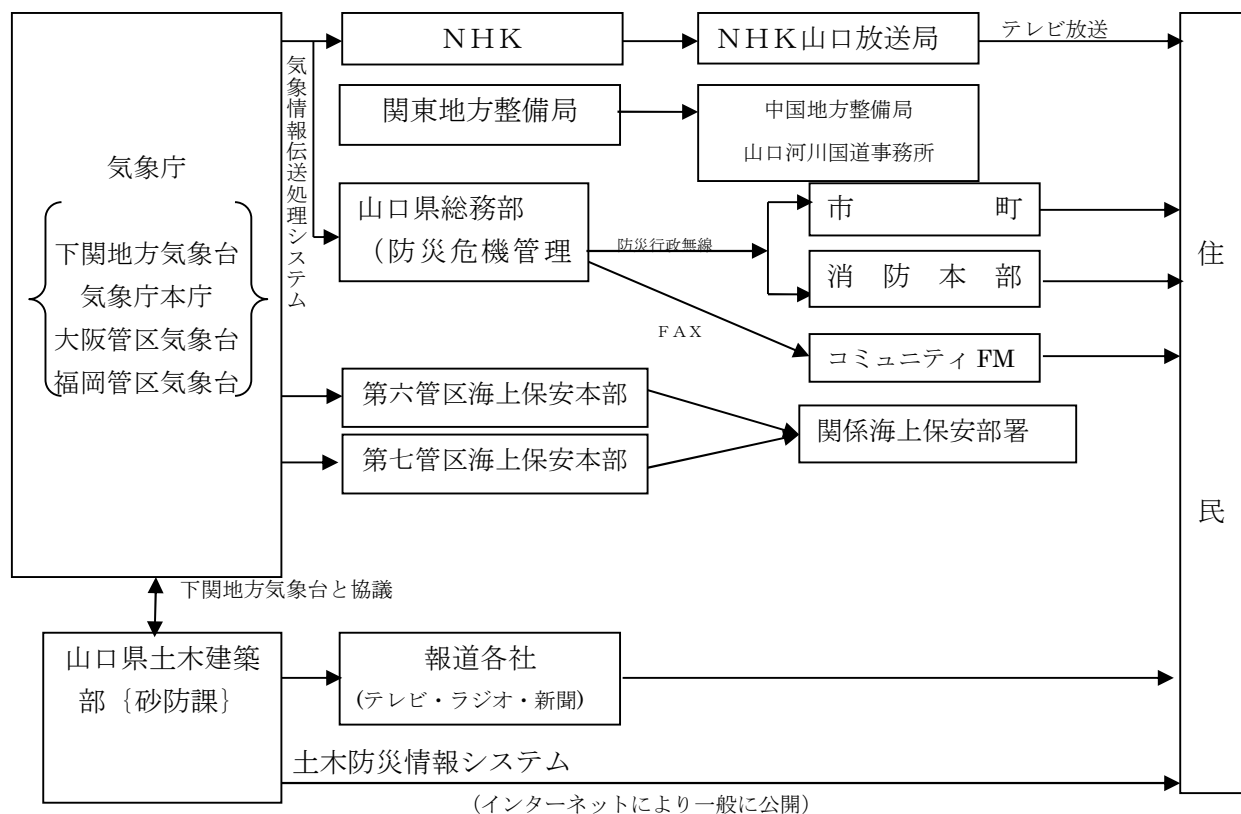
6 土砂災害警戒情報に係る市町の対応

市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報並びに災害の危険性が高まっている区域に関する情報等に基づき、的確に発令するよう努める。

7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件と規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地滑りによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法31条の規定に基づき市町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- (1) 緊急調査及び解析によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域が設定されかつ、重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- (2) 継続期における緊急調査によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- (3) 緊急調査によって、地滑りによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

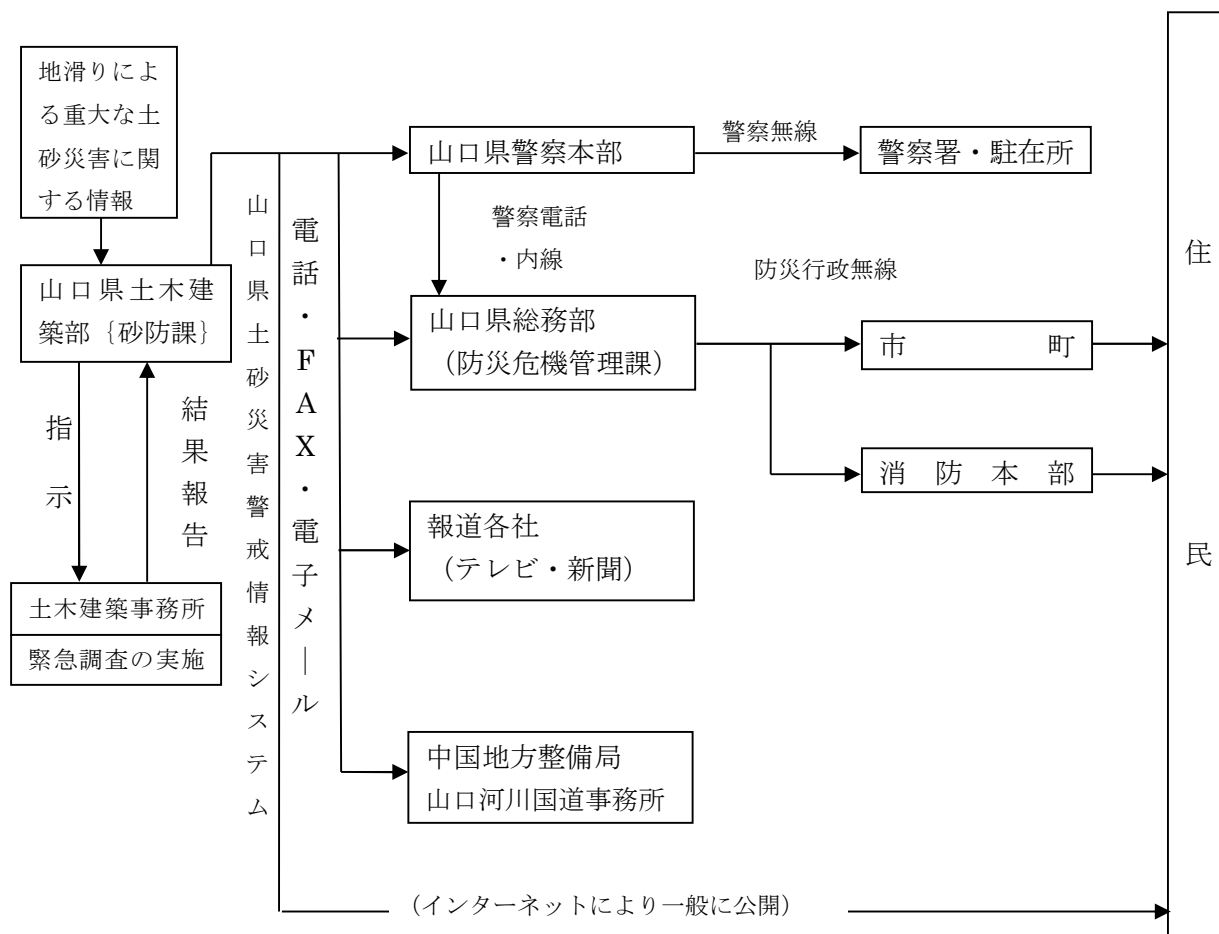
土砂災害緊急情報は、市町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る市町の対応

土砂災害緊急情報が発表された場合、災害が急迫していると認められる区域に対し、市長は直ちに避難指示等を発令することを基本として判断する。

8 土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第3節 災害情報の収集・伝達

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、市は、災害の発生に際して速やかに市内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告することが求められる。

そこで、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

※担当【全】全部課所

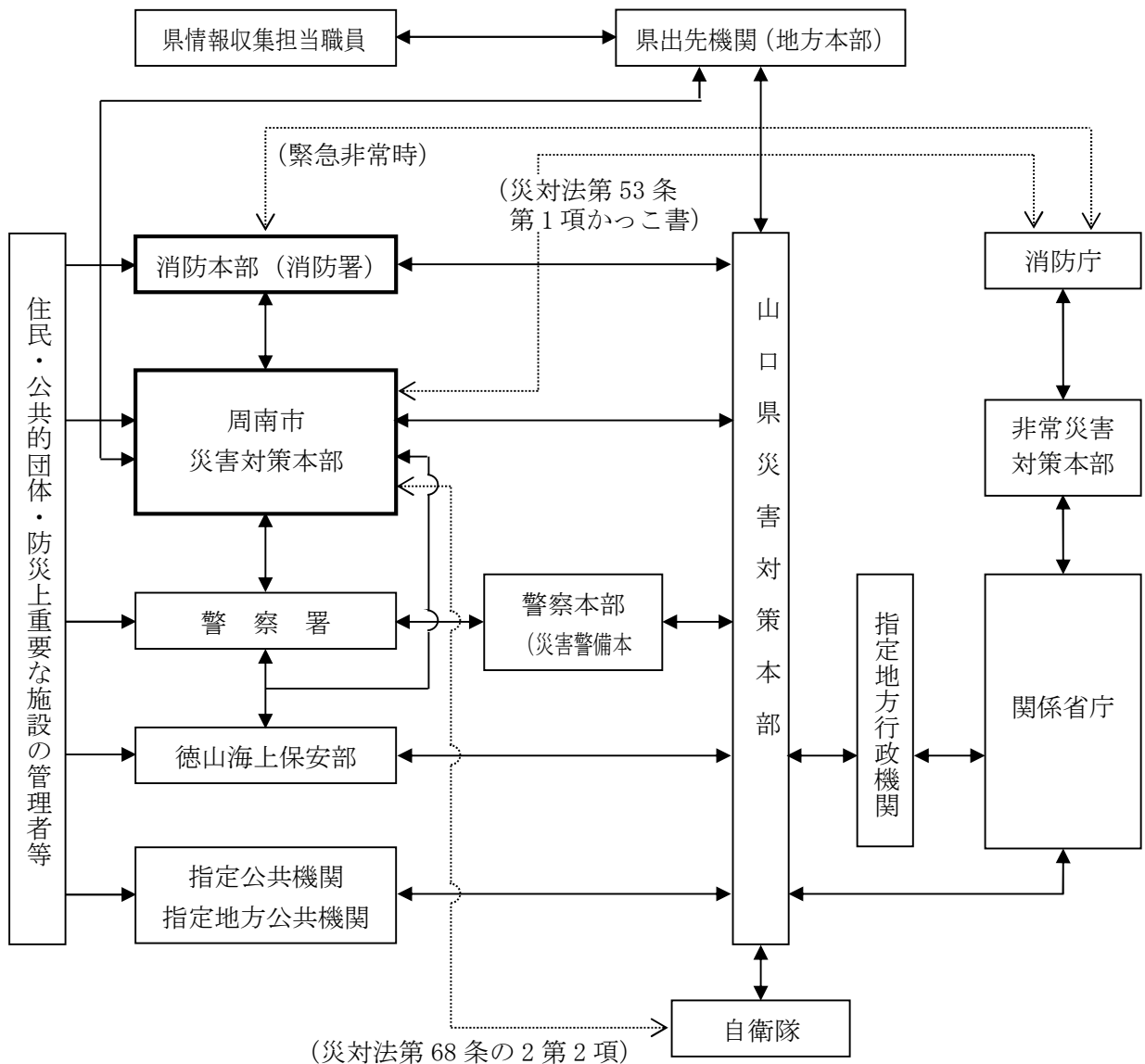
第1項 情報収集・伝達連絡系統

市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民及び関係機関に速やかに伝達する。また、状況に応じて、市民に対し、適時適切な災害情報の伝達を行う。

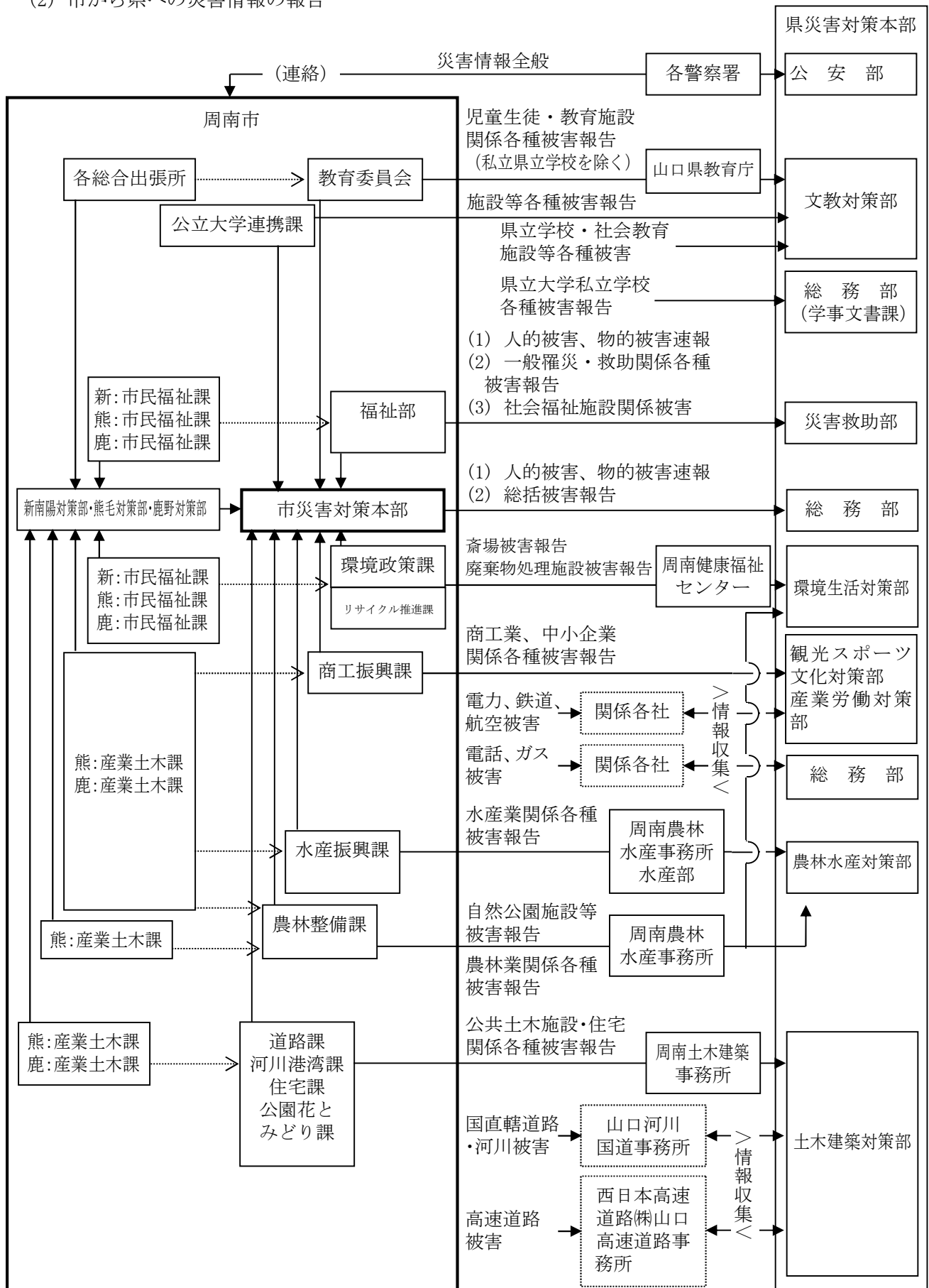
なお、情報伝達に際しては、避難行動要支援者に配慮するとともに、市民にとってわかりやすい伝達に努める。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図



(2) 市から県への災害情報の報告



第2項 市の措置

1 情報収集体制

- (1) 職員の巡回等により、積極的に情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。
- (2) 情報収集の実施については、市民等からの通報のほか、消防本部への出動指示（要請）、消防団・水防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- (3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

2 情報伝達体制

- (1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、市民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。
- (2) 市において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。

3 被害報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

(1) 被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書（様式）又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	・住家…全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 ・非住家…全壊、半壊
その他被害	・ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 ・広範囲な停電 ・断水等による市民生活影響被害
避難措置	・市が立退きを指示した場合 ・警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

(2) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書（様式）により順次報告する。

(3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書（様式）により最終報告する。

※参考資料…被害状況報告様式（市町→県）〔資料編5-1〕

被害程度の認定基準〔資料編5-3〕

4 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災

害等のうち、次のものを覚知した場合、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県に第一報を報告するとともに、直接消防庁にも報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

〔消防庁報告先〕

回 線 別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
防災無線 （衛星系）	電 話	回線選択-048-500-90-49013	回線選択-048-500-90-49102
	F A X	回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-49036

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ① 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ② 大型タンカー、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ③ 社会的影響度が高い船舶火災
- ④ トンネル内車両火災
- ⑤ 列車火災

(2) 危険物等に係る事故

- ① 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- ② 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- ③ 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの

- ① 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ② バスの転覆等による救急・救助事故
- ③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

※参考資料 … 火災・災害被害等即報要領直接即報様式〔資料編 5-2〕

5 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

119 番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

第 4 節 通信の運用

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。

このような状況の中で市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

※担当【全】防災危機管理課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第1項 通信連絡手段の現況

現在、市において使用可能な通信手段は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話（携帯電話を含む）
- (2) ファクシミリ
- (3) 災害時優先電話（I P 電話・I P 無線を含む）
- (4) 県防災行政無線
- (5) 県衛星通信
- (6) 市防災行政無線（同報系）

※参考資料 … 周南市防災行政無線〔資料編 6-2〕

周南市防災行政無線局（固定系）管理運用規程〔資料編 6-3〕

1 同報系無線の現状

設備名	地域・無線の種別	市内全域
		デジタル
統制局設備		1
遠隔制御装置		6
中継局設備		3
屋外拡声子局 (気象観測装置・アンサーバックあり)		
屋外拡声子局 (アンサーバックあり)		61
屋外拡声子局 (アンサーバックなし)		
計		70
戸別受信機		2

第2項 通信の確保

市において、災害時の通信を、次により確保する。

1 通信連絡責任者及び事務連絡従事者の選任

- (1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、防災危機管理課の中から通信連絡責任者及び事務連絡従事者をあらかじめ選任しておく。
- (2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信の確保に努める。

- (1) 災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 市防災行政無線が配備されている公用車については、車両数が限られているため、重要な応急対策への活用を図る。
- (3) 災害時優先電話は、できる限り受信には使用せず、発信の際の支障を軽減するよう関係機関に周知徹底する。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、市は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

① 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として、NTT西日本株式会社の承認を受けている。
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く）に先立って取り扱われる。 電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

② 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道・軌道電話等があり、利用方法については下記による。

ア 一般的使用

有線電気通信法により市及び防災関係機関は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

イ 災対法の規定に基づく使用

市長が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別の通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、市長が応急措置の実施にあたり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図る。

なお、使用するにあたっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については、次表のとおりである。

使用者	使用条件等	災対法第 57 条	災対法第 79 条	他の法律に特別の定めがあるもの
市長	通信内容	1 法令の規定により、災害に関する予報、警報の通知を受けたとき（災対法第 56 条） 2 自ら災害に関する予報、警報を知ったとき（災対法第 56 条） 3 法令の規定により、自ら災害に関する警報をしたとき（災対法第 56 条） 4 知事から上掲による通知を受けたとき（災対法第 56 条） 5 1～4 の場合における市 民 その他関係ある公私の団体に 対する伝達（災対法第 56 条） ※ 上記の場合において予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告（災対法第 56 条）	災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるとき	消防組織法第 23 条 水防法第 20 条 救助法第 28 条
	使用条件	1～5 が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき（災対法第 57 条）		
	事前協議	利用する場合の手続きについては、あらかじめ関係機関と協議して定める（災害対策基本法施行令第 22 条）	利用に際しては、関係機関との手続きについての事前の協議は要件としていないが、災害時における通信は、それぞれの関係機関自体の緊急通信も輻湊すること等から、左に準じた配慮を行い、通信確保の迅速化を図る。	

ウ 使用手続き

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等使用しようという理由、通信の内容及び発信者、受信者等の要件を示して当該通信設備設置機関の責任者へ申し出る。

エ 非常通話の発受人

下記（2）2「非常通信の利用」の項に記述

オ 非常通信の内容及び利用料金

下記（2）2「非常通信の利用」の項に記述

③ 携帯電話の使用

市は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

④ 災害用伝言サービスの活用

市は、無線、電話等の通信手段が有効に活用できない状態となった場合には、市民等の個別安否確認等の連絡に対応するため「災害伝言ダイヤル 171」及び「災害用伝言版（web171）」の利用

を周知する。

災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)(NTT西日本株式会社)

災害用伝言ダイヤル(171)は「171」をダイヤルし、被災地内の電話番号をキーとして、音声情報を録音・再生できる。また、災害用伝言板(web171)は、インターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト)を登録し、全国(海外も含む)から閲覧、追加伝言登録ができる。提供開始は、テレビ・ラジオ・NTT西日本公式ホームページ等を通じて広報される。

無線通信の利用

市は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用(非常通信)するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備 の配備	市は、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときに備え、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するように努めるとともに、次に掲げる手段について整備あるいは活用を推進し、地域の円滑な情報の伝達に努める。 (1) 携帯電話 (2) アマチュア無線 (3) インターネット又は携帯メール
2 非常通信 の利用	市及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 (2) 非常通信協議会 非常通信(無線・有線)の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 ① 中央非常通信協議会(会長：総務省総合通信基盤局長) ② 中国地方非常通信協議会(会長：中国総合通信局長) 非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート(県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート(市町村と県を結ぶルート)」を策定している。 これらの非常通信ルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。 (3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ① 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。

	② 本文はカタカナ又は普通の文章形式のできる限り簡略化し、なるべく 200 字以内にまとめること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ① 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 ② 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置する。 ③ 船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ① 非常通報の伝送に要する料金 ア NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 イ 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 ② 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 ア 人命の救助に関するもの イ 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 エ 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 74 条実施の指令及びその他の指令 オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ク 遭難者救護に関するもの ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの コ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの サ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの シ 救助法第 7 条及び災対法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの						
3 災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。 <table><tr><th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th><th>免許手続き</th></tr><tr><td>携帯電話</td><td>機器貸与 : 無償</td><td></td></tr></table>	種 類	貸 与 条 件 等	免許手続き	携帯電話	機器貸与 : 無償	
種 類	貸 与 条 件 等	免許手続き					
携帯電話	機器貸与 : 無償						

		新規加入料	: 総務省負担	
		基本料・通話料	: 使用者負担	
	M C A (マルチチャンネルアクセスシステム)	機器貸与	: 無償	
		新規加入料	: 不要	
		基本料・通話料	: 無償	
	業務用トランシーバ (簡易無線局: 400MHz帯)	機器貸与	: 無償	
		電波利用料	: 使用者負担	必要
		新規加入料・基本料・通話料	: 不要	
	N T T ドコモ 衛星携帯電話端末	機器貸与	: 無償	
		新規加入料・基本料・通話料	: 使用者負担	不要
	K D D I インマルサット・ミニM端末	機器貸与	: 無償	
		新規加入料・基本料・通話料	: 使用者負担	不要
(2) 貸与を受けようとするときは、中国総合通信局に対して貸与要請書を提出し、貸与物品の引渡しにあたっては、借受書を提出する。				
(3) 貸与を受けられる期間は、応急復旧に必要な期間として、原則として1ヶ月以内となっている。				

(2) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市及び県は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておく。

① アマチュア無線の活用

ア 市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ検討しておく。

イ 県は日本アマチュア無線連盟山口県支部に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておく。

ウ 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救助活動を円滑に実施するためもしくは通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

② タクシー用業務無線の活用

ア 市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について検討協議しておく。

イ 県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておく。

第3項 通信施設設備の整備

災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する市は、災害時等の通信の確保を図るため、通信施設設備の整備を図っていく。

1 市の管理体制

市の地域特性や地理・地形における自然災害や石油コンビナート災害等の有事を想定して、防災情報収集伝達システムの管理・運営を行う。

※担当【全】防災危機管理課

2 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から、消防救急無線のデジタル化等の整備充実を図ってきたところであり、今後も消防活動等を行うために必要な消防救急無線の更新整備を行

っていく。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 山口県防災行政無線回線構成図〔資料編 6-1〕

消防通信〔資料編 6-8〕

第5節 災害情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時には、同時多発の災害により混乱をきたし、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。

このため、市及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、平常時から、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1項 情報通信体制の確保

1 市の対策

(1) 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないよう、市及び防災関係機関は次のような安全対策を講じる。

① 非常用電源の確保

自家用発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また、通信設備のみならず、庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものに整備していく。

② 地震動対策

ア 各種機器には転倒防止措置を講ずる。

イ 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討していく。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていく。

(3) 非常通信の確保

① あらかじめ通信事業者に対し、災害時優先電話の申し込みを行っておく

② 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る

県防災行政無線等の通信網が途絶した等により情報を受発信できない場合は、「非常災害時における県と市町間の地方通信ルート」を使用する。

※参考資料 … 非常災害時における県と市町間の地方通信ルート〔資料編 6-9〕

2 通信網の拡充整備

(1) 市は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報連絡等に必要な通信網の整備を進めてきているが、さらに整備拡充を図る観点から、次のような対策を検討する。

① 管内防災関係機関、応急対策実施機関との間の地域防災無線の整備

② 職員参集システムの整備促進

③ 災害担当職員参集のための連絡手段の整備促進

④ 消防無線全国波の整備促進

(2) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュ

① 無線等による移動系の活用)、報道機関、市民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(3) インターネット、携帯メール等による通信手段の整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

- (1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者を予め指定
- (2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者を予め指定、現場での情報収集資機材の確保対策等
- (3) 通信機器の運用計画（移動系の通信輻輳等に関連して）
- (4) 災害時に使用する災害応急復旧無線等の効果的活用、運用方法等の習熟
- (5) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 情報処理分析体制等の整備

① 災害情報データベースシステムの整備

市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

② 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努める。

観測機器等の整備

市は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力する。

第2項 観測、予報施設の整備

1 市の観測体制

市内には、水位、雨量等の観測施設がある。

国、県の整備方針と整合させ、県等と連携して、観測体制の強化を図っていく。

※参考資料 … 河川水位観測所一覧表〔資料編 3-1〕

河川簡易型水位計一覧表〔資料編 3-1-1〕

雨量観測所一覧表〔資料編 3-2〕

潮位観測所一覧表〔資料編 3-3〕

各港潮位表〔資料編 3-4〕

風速計一覧表〔資料編 3-5〕

震度観測施設一覧表〔資料編 3-6〕

2 県の整備方針

県は、迅速かつ的確に河川情報を収集する「土木防災情報システム」、潮位情報を収集する「高潮防災情報システム」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の震度情報を収集する「震度情報システム」等の各種の災害に関する情報システムを整備し、運用しているところであるが、今後は「やまぐち情報スーパーネットワーク」・インターネットの情報網を活用し、地図情報・画像情報を取り入れた総合的な防災情報システムの構築を図っていく。また、これらの情報を県民に提供し、自主防災意識の高揚を図る等、災害の未然防止に努め、災害に強い県土づくりを実現する。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達する事が必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。その際、災害時要援護者にも情報が伝達されるよう配慮する。

1 情報伝達手段の整備

市は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系）、地域防災無線、コミュニティFM放送、IP告知システム等を整備する。

また、携帯電話、携帯ラジオ、インターネット、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などによる広報活動が迅速に行えるよう、情報伝達手段の実施体制を整備する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化する。

これに的確に対応していくためには、どの時期に何の情報を広報すればよいのかを平常時から検討し、市及び県の対応だけでなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

特に、シティケーブル周南、エフエム周南及びKビジョンは、市域に密着した情報伝達及び緊急割込装置による放送が可能であるので、連携を密にし、きめ細かな情報伝達に努める。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について、あらかじめ整理し、市民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

第3章 災害時の広報

災害時には、通信施設の損壊、輻輳等により市、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

そこで市は、市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、被害の拡大防止に必要となる予防警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる。

第1節 市が行う広報

※担当【全】防災危機管理課、スマートシティ推進課、広報広聴課、総務課、人事課、地域づくり推進課、生活安全課、地域福祉課、生涯学習課、学校教育課、学校給食課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所 【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

1 広報の方法

- (1) 防災行政無線（同報系）による広報
- (2) 窓口、庁内放送による広報
- (3) 広報車の巡回、ハンドマイク等による広報
- (4) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示による広報
- (5) 広報紙、ビラの配付等による広報
- (6) 自主防災組織、自治会を通じての連絡
- (7) 県に対する広報の要請
- (8) 報道機関への情報提供、放送要請
- (9) アマチュア無線局への依頼
- (10) コミュニティFM放送による広報
- (11) IP告知システムによる連絡
- (12) 市ホームページ、メール、SNS
- (13) Lアラート

2 広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられる。市は、適時適切な広報を実施する。

(1) 事前情報	① 気象に関する情報 ② 交通情報 ③ その他必要事項
(2) 中間情報	① 避難に関する情報 ② 災害発生情報 ③ 交通規制情報 ④ その他必要事項
(3) 発災直後情報	① 交通規制情報 ② ライフライン情報 ③ 安否情報 ④ 避難所情報 ⑤ 食料・生活物資の情報 ⑥ 復旧状況

	⑦ その他必要事項
--	-----------

3 情報提供班の体制

災害広報の円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、情報提供班を編成し、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

4 情報提供班等の活動内容

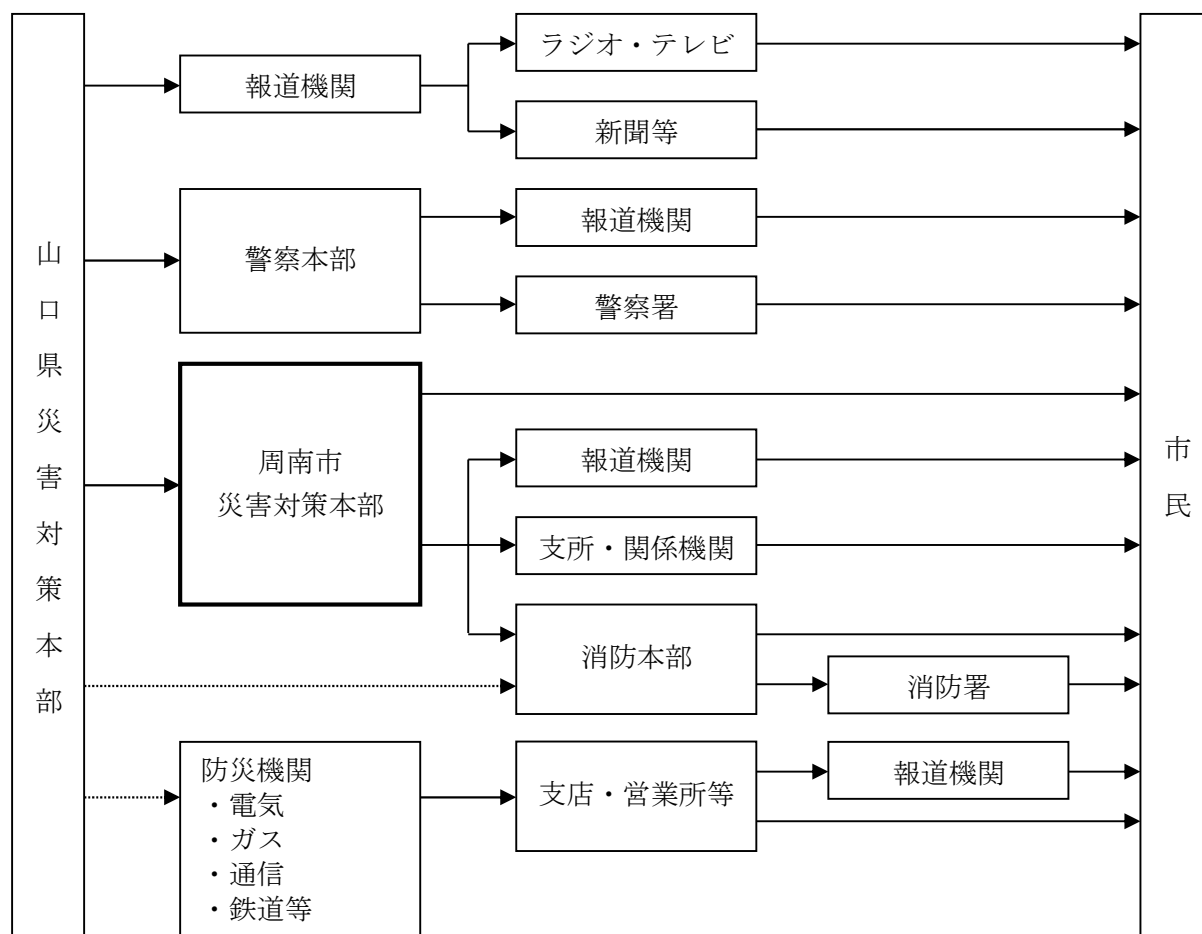
情報提供班は、単独で又は他班（課）の応援を受けて、必要な災害広報活動を行う。

また、生活安全班及び各総合支所市民生活・救助班は、被災者の陳情、相談等の広聴を行う。

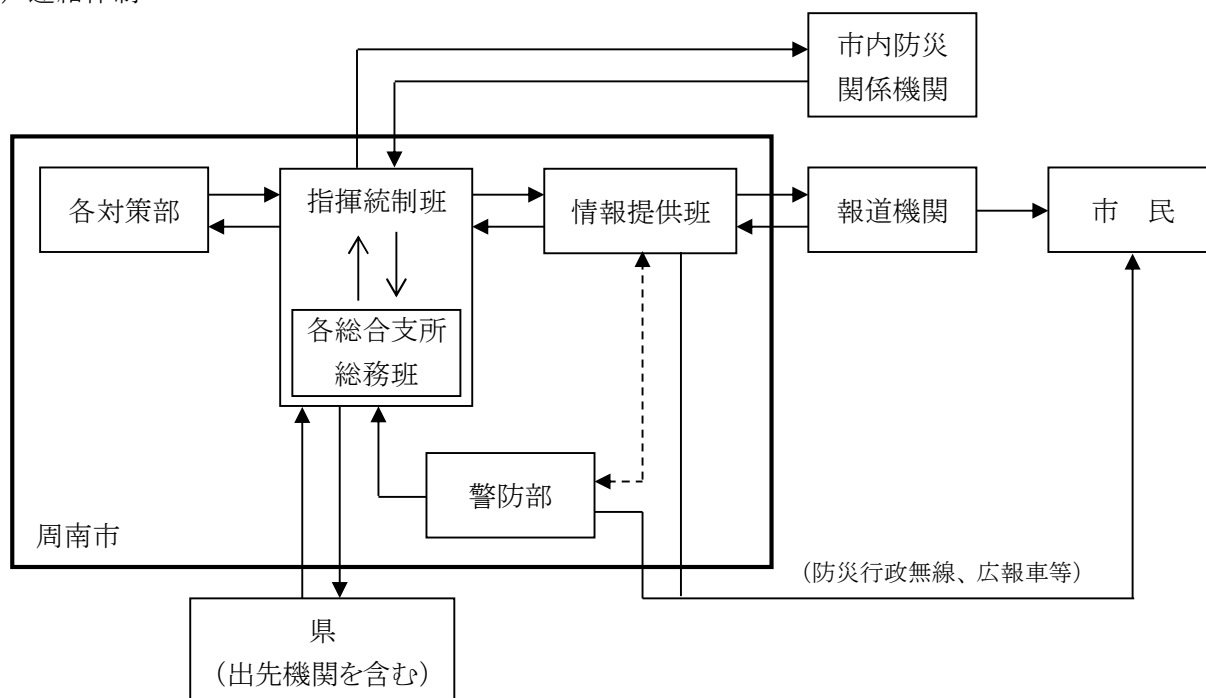
【全】情報提供班 (広報広聴課)	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備える) (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること (3) ラジオ・テレビ・新聞・CATV・メール・インターネット等の活用に関すること (4) 情報の収集整理に関すること (5) 報道機関への情報資料の発表に関すること (6) 記者会見に関すること (7) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること
【本】生活安全班（生活安全課） 【新】【熊】【鹿】市民生活・救助班（市民福祉課）	(1) 被災地における災害関係の陳情、相談に関すること (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関すること

5 災害広報に関する連絡

(1) 災害広報活動の流れ



(2) 連絡体制



(3) 連絡手段

電話、ファクシミリ、メール、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

(4) 関係機関に対する連絡事項

機 関	連 絡 の 内 容 と な る 事 項
市	① 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 ② 市民に対する広報事項についての広報の依頼 ③ 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 ④ 災害全般の情報提供についての依頼
県	① 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 ② 被害状況の取りまとめ及び資料の提供
報道機関	① 被害状況及び応急対策の状況の発表 ② 市民への広報事項の周知についての協力依頼 ③ 情報提供についての依頼 ④ 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

6 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

市は、市民、県、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集にあたり、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集担当班

収集事項	収集の内容	収集担当班
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民の心構え及び対策	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課）
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時、場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課） 支所班（各支所） 各対策部各班
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課） 支所班(各支所) 市民生活班(市民センター) 災害救助部救助班（地域福祉課、生活支援課） 新南陽対策部市民生活・救助班（新：市民福祉課） 熊毛対策部市民生活・救助班（熊：市民福祉課） 鹿野対策部市民生活・救助班（鹿：市民福祉課） 文教対策部生涯学習班（生涯学習課、人権教育課） 文教対策部学校教育班（学校教育課、学

		校給食課)
		警防部各班（消防本部及び各消防署） 熊毛警防部各班（光地区消防組合消防本部及び光地区消防組合中央消防署北出張所）
4 消防団・水防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 警防部各班（消防本部及び各消防署） 熊毛警防部各班（光地区消防組合消防本部及び光地区消防組合中央消防署北出張所）
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課） 各支所班（各支所） 各対策部各班
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課） 各支所班（各支所） 各対策部各班
7 著しい功績をあげた民間救助活動	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	指揮統制部各班（防災危機管理課等） 新南陽対策部総務班（新：地域政策課） 熊毛対策部総務班（熊：地域政策課） 鹿野対策部総務班（鹿：地域政策課） 各支所班（各支所） 各対策部各班

(3) 市民に対する災害広報の実施方法

災害広報の実施概要は次のとおりであるが、適時適切な判断のもと、多様な広報手段を活用し実施すること。

広報する事項	実施主体	広報手段	備考
(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	市 県 気象台 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 防災行政無線の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 各種組織へ依頼 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 市ホームページ、SNS (9) Lアラート	① 必要に応じ、民間広報車の借上を行う。 ② 自治会等の組織に依頼する。

(4) 報道機関に対する発表

① 発表者

原則として、情報対策部情報提供班（広報広聴課）が発表する。

② 発表場所、時間

情報提供班が関係者と協議して決める。

(5) 県及び公共機関等との連携

市は、情報の公表、広報活動の際、必要に応じ、その内容について県及び公共機関と連携を取り合う。

7 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第2節 放送局が行う放送

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

※担当【全】防災危機管理課、広報広聴課、総務課

第1項 放送局に対する放送の要請

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

① 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事もしくは爆発等による災害発生時

② 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

(2) 放送手続

① 災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。この場合、市長は、事後速やかに県に報告する。

② 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対し、放送要請書により要請する。

③ 市においては、放送要請に関する要望事項を情報対策部情報提供班（広報広聴課）においてとりまとめ、指揮統制部指揮統制班（防災危機管理課）を通じ市長が行う。また、直接報道機関に対する公表等については、情報提供班が行う。

※参考資料 … 放送要請書〔資料編13-5〕

3 放送機関

要請者	放送機関	要請受理窓口	電話番号
知事、市長、 日本赤十字社 等	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707
	山口放送株式会社（KRY）	報道局長	0834-32-1110
	テレビ山口株式会社（TYS）	報道制作局長	083-923-6113
	山口朝日放送株式会社（YAB）	報道制作部長	083-933-1111
	株式会社シティーケーブル周南（CCS）	制作部長	0834-21-2647
	Kビジョン株式会社		0833-44-4936
	株式会社エフエム山口（FMY）	放送部長	083-924-4535
	エフエム周南株式会社	代表取締役	0834-25-5800

第2項 放送局の対応

1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第5条、日本赤十字社法第34条）

NHK、KRY、TYS、YAB、CCS、Kビジョン、エフエム山口、エフエム周南は、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。

- ・放送送出内容
- ・要請側の連絡責任者
- ・優先順位
- ・その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放 送 要 領
臨時ニュース	① チャイムを鳴らす ② 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ① NNN・KRYニュースの時間での放送
- ② 定時の天気予報の時間で放送
- ③ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- ④ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ① 定時ニュースでの報道
- ② 天気予報の利用による報道
- ③ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- ④ 緊急事態発生時の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) 山口朝日放送

- ① 定時ニュースでの報道
- ② 天気予報の利用による報道
- ③ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- ④ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(5) シティーケーブル周南

- ① 天気予報の利用による報道
- ② 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- ③ 緊急事態の際は、報道特別番組等を作成、放送
- ④ 市から依頼された情報文を、緊急割込装置により画面の一部で放送

(6) Kビジョン

- ① 天気予報の利用による報道
- ② 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- ③ 緊急事態の際は、報道特別番組等を作成、放送

(7) エフエム山口

- ① 定時ニュースでの放送
- ② 天気予報の利用による放送
- ③ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- ④ 緊急事態の際は特別報道番組を作成、放送

(8) エフエム周南

- ① 定時のニュース放送
- ② 天気予報の利用による放送
- ③ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- ④ 緊急事態の際は、特別報道番組を作成、放送
- ⑤ 市からの緊急情報を、緊急割込装置により放送

第3項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるもので、知事も緊急時には、この緊急警報放送を使用して市民に災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

3 利用方法等

市長は、知事を通じて、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でないため、今後、県、市、防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努める。

第4項 放送機関の備え

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・山口朝日放送、シティーケーブル周南、Kビジョン、エフエム山口・エフエム周南）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

※参考資料 … 災害時等における放送要請に関する協定書（エフエム周南(株)）〔資料編 2-21〕
災害情報等の放送に関する協定書（(株)シティーケーブル周南）〔資料編 2-67〕

第4章 事前措置及び応急公用負担

災害が発生するおそれがある場合の事前措置、及び災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

※担当【全】防災危機管理課、水産振興課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】地域政策課

【熊】【鹿】地域政策課、産業土木課

第1節 事前措置

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件

3 指示の内容

災害が発生した場合に、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置。

ただし、災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ、指示できる。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（第2節「応急公用負担」に関連。）

第2項 消防長又は消防署長の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者、又は火災予防に危険であると認める物件、もしくは消火に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止、停止、もしくは制限、又はこれ

らの行為を行う場合の消火準備

- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第3項 水防管理者（市長）、消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

- (1) 随時（梅雨期、台風期、融雪期の前、その他水害の予測されるとき。）
- (2) 区域内的の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については、条例の定めるところにより知事又は市長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については、県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長
その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第4項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安部長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

なお、指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は、緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは直ちに適切な措置ができない場合が予測されるため、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対し、様式により予告を行う。

※参考資料 … 事前措置予告通知書〔資料編 13-4〕

第2節 応急公用負担

第1項 市長の権限（災対法第64条、第65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

- (1) 物的公用負担（災対法第64条）

- ① 土地建物その他の工作物の一時使用
 - ② 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
 - ③ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等
- (2) 人的公用負担（災対法第 65 条）
- 市民又は現場にある者を、応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

- (1) 物的公用負担
- 公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第 5 条、第 6 条）
- (2) 人的公用負担
- 相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第 82 条 1 項、第 84 条 1 項の規定による。

第 2 項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第 29 条第 1 項及び第 5 項、第 30 条の 2）

1 権限行使の要件と権限の内容

- (1) 物的公用負担
- 消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。
- (2) 人的公用負担
- 緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火もしくは延焼防止、又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第 36 条の 3 の規定による。

第 3 項 消防長又は消防署長の権限（消防法第 29 条第 2 項及び第 3 項、第 30 条、第 36 条の 2 の 2）

次の事項については、火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第 36 条）

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して、延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1) 以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し、又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第 29 条第 3 項、第 36 条の 3 の規定による。

第 4 項 水防管理者（市長）、消防機関の長の権限（水防法第 24 条、第 28 条、第 45 条）

1 物的公用負担（水防法第 28 条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第 24 条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第 28 条、第 45 条の規定による。

第 5 項 警察、海上保安官の権限（災対法第 64 条第 7 項、第 65 条第 2 項、第 63 条第 2 項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第 6 項 自衛官の権限（災対法第 64 条第 8 項、第 65 条第 3 項、第 63 条第 3 項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第 7 項 知事の権限

1 災害救助法を適用した場合（災害救助法第 7 条、第 8 条、災対法第 71 条、第 81 条）

(1) 従事命令

① 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

② 命令の対象（災害救助法施行令第 4 条）

ア 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

イ 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの従事者

ウ 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの従事者

（注） 内閣総理大臣より、他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

③ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

④ 命令の手続き（災害救助法第 7 条第 4 項）

公用令書を交付して命じる。

⑤ 実費弁償

災害救助法第 7 条第 5 項の規定による。

⑥ 扶助金の支給

災害救助法第 12 条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（災害救助法第 8 条）

救助を要する者及びその近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（災害救助法第 9 条）

① 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。

② 権限の内容と対象（災害救助法施行令第 6 条）

ア 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

イ 土地、家屋、もしくは物資の使用

ウ 物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資を収用

③ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（災害救助法第 9 条第 2 項）

④ 損失補償

災害救助法第 9 条第 2 項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第 71 条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認められるとき。

① 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

② 施設及び設備の復旧に関する事項

③ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

⑤ 緊急輸送の確保に関する事項

⑥ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

災害救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続き

公用令書により命じる。（災対法第 81 条）

(4) 損失補償及び損害賠償

災対法第 82 条、第 84 条の規定による。

第5章 避難計画

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、市民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等が必要となる。

計画の策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、災害時における優先業務を絞りこみ、当該業務遂行のための役割を分担するなど全庁をあげた体制を構築する。

第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難指示等の意味合い

(1) 「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」

- ① 「緊急安全確保」とは、災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全を確保するよう促すものをいう。
- ② 「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民等に対して安全な場所へ移動するよう強く要請するものをいう。
- ③ 「高齢者等避難」は、避難行動に時間を要する人（高齢の方、障害のある人、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すものをいう。また、避難行動に時間を要する人以外も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングをいう。

(2) 避難指示等の三類型

	発令時の状況	市民に求める行動
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保
避難指示 (警戒レベル4)	・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング

※ 屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

2 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第 60 条 第 1 項 第 3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者等	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 [窓口] 防災危機管理課
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第 60 条 第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官	災対法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同 上	・立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・警告を発すること ・必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第 61 条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第 61 条 海上保安庁法 第 18 条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	同 上 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	同 上 ・船舶の進行、停止、指定場所への移動 ・乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 ・その他必要な措置	同 上
自衛官	自衛隊法 第 94 条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同 上	・避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第 4 条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	・立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告

知 事 (その命を受けた 県職員) 水防管理者 (市長)	水防法 第 29 条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の 氾濫により、著しい危険 が切迫していると認めら れるとき	必要と認め る区域内の 居住者、滞 在者その他 の者	同 上	同 上 (水防管理者 による場合の み)
--	---------------	---	--	-----	-------------------------------

3 避難措置に関する報告、通知

市長は、次の場合、その措置について知事（防災危機管理課、厚政課）に報告する（災対法第 60 条第 3 項、4 項）。

ア 市長が、避難指示を行ったとき（立退き先の指示を含む）

イ 警察官又は海上保安官が避難を指示し（立退き先の指示を含む）、その旨を市長に通知したとき

ウ 避難の必要がなくなったとき

(1) 報告事項

- ① 避難の指示の発令者
- ② 避難をする理由
- ③ 対象地区
- ④ 対象世帯、人員
- ⑤ 避難開始の時期及び避難場所名

4 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ市長が、市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定及び雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などに基つき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、具体的に定めておく。また、これらの情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て収集する。なお、これらの情報を得た部課所は、速やかに防災危機管理課へ連絡する。

避難指示の基準の一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数（実況値、予測値）がレベル 3 氾濫警報基準を大きく超過するとき
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- (4) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (6) 土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき
- (7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき
- (8) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- (11) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき
- (12) 国・県から避難指示等に係る助言を受ける等、危険が切迫していると認められるとき

※担当【全】防災危機管理課、環境政策課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】地域政策課【熊】【鹿】地域政策課、産業土木課

5 避難の指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、指示等のタイミングについては、要配慮者に対し十分配慮する。

種 別	該当する段階	予想される事態
事前避難	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	(1) 大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波等の気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地すべり指定地域、山崩れ、なだれ常襲地帯、危険宅地造成地区等） (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要があるとき
緊急避難	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	警報等が発令されていない異常現象時や深夜の突発災害時等の状況下において避難指示を出すケースが多いため、速やかな伝達手段、避難場所や避難方法等の周知が重要となる。
収容避難	・通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合 ・事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合	(1) 収容にあたっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 長期にわたり避難の必要があるので、居住地の問題、保健衛生（防疫、予防、消毒）等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

6 避難指示等の伝達

市長は、避難指示等を行ったときは、速やかに、その内容を防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接市民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示等を地域住民に周知徹底するため、伝達にあたっては、市だけでなく、警察、消防団、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備するとともに、伝達手段等についてあらかじめ定めておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や、聴覚障害者等の避難行動要支援者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

なお、避難に際しては、指示に基づいて行動するものと、自己の判断において行動するものがあるが、特に前者の場合には自己の心理に反して指示されることも考え併せ、緊急時においても対象者の納得のいくよう、簡潔にして要領を得た諸事項の伝達に心がける。

(1) 信号による伝達

サイレン等の利用

(2) 無線、電話、メール及び公共放送等による伝達

- ① 防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール、有線放送等
- ② テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）

(3) 広報車、避難誘導員、伝達員による直接伝達

災害時において通信が途絶した場合、広報車や避難誘導員、伝達員による直接伝達が最も確実である。そのため、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を平常時から整備しておく。

※担当【全】防災危機管理課、広報広聴課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

7 指示する事項

避難指示の内容として、関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項を下記のようにあらかじめ定めておき、非常事態の発生に際する混乱に感うことのないようにしておく。

(1) 避難指示の発令者

(2) 指示等の理由（避難をする理由）

(3) 対象地域の範囲

(4) 避難の時期、誘導者（リーダー）

避難の誘導は、警察官、消防職員（団員）、市の職員が行うのが適切である。

(5) 避難場所

(6) 避難路

(7) 携帯品の制限

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定め、平常時から十分広報しておく。

① 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、常備薬、懐中電燈、携帯ラジオ

② 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

(8) その他災害状況により必要とする事項

① 災害形態別によつた動作についての指示（教育）

② 避難後の戸締り

③ 家屋の補強、また水害の場合は家財道具の高い場所への移動

④ 避難時の服装（帽子、ヘルメット、雨合羽、防寒用具、電池等災害に合った服装、用具の携行）

8 避難指示等実施後の安否確認

避難指示等の実施後は、避難所や緊急避難場所（津波の場合は高台等）において、速やかに避難人員、世帯の把握を行う体制を整備しておく。

9 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

第2項 警戒区域の設定

※担当【全】防災危機管理課、道路課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】地域政策課

【熊】【鹿】地域政策課、産業土木課

1 警戒区域の設定

市長もしくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（対法第 63 条）

警戒区域の設定は、市民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合は、その旨を市長に通知する。

なお、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないよう十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

第3項 避難誘導

避難指示等が発令された場合、消防本部は、人命の安全を第一とし警察等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- (1) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある緊急避難場所等に誘導する。この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。
- (3) 避難路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (4) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- (5) 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- (6) 避難行動要支援者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- (7) 誘導中は、事故防止に努める。
- (8) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請して実施する。

※担当【全】関係各課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第4項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、災害救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

※担当【全】防災危機管理課、地域づくり推進課、文化振興課、地域クラブ推進室、スポーツ振興課、観光振興課、人権推進課、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、生涯学習課、人権教育課、教育政策課、学校教育課、指定避難所施設（避難所を多数開設する場合は上記に加え、課税課、収納課、学校給食課、中央図書館）

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難所として開設する。

なお、開設にあたっては、施設の安全を確認したうえで、開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、広報車等により付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（周南健康福祉センター、警察等）へ連絡する。
- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。
- (4) 救助法による避難所を設置した場合、ただちに電話又はファクシミリ等により、次の事項を県厚政課に報告（事後において文書により報告）する。

- ① 避難所開設の日時
- ② 避難所の場所
- ③ 設置数
- ④ 避難人員
- ⑤ 開設見込み期間

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める等の観点から、避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。

- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (5) 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な

衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。

- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (11) 感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営が必要となる。

避難者の受入時には体調の聞き取りを行い、他の避難者との間隔を広めに確保するよう誘導し、避難者が増えてきた場合には、避難所用のテント等を活用する。

第2項 避難所に受け入れる被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

- (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示等が発せられた場合

- (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

ただし、被害を受けるおそれがある者が避難所に受け入れた者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。（災害救助法の基準）

また、受け入れに際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設に伴う被災者救援措置

- (1) 給水措置

- (2) 給食措置

- (3) 毛布、寝具等の支給

- (4) 衣料、日用品の支給

- (5) 負傷者に対する応急救護

第4項 避難所開設の期間及び費用

災害救助法が適用された場合における避難所開設の期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日間以内。

ただし、災害の状況により、知事に申請し、内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第5項 被災者の他地区等への移送

1 市において行う事項

- (1) 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れできないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等への移送について県に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送にあたっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建システムを活用して、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた場合は、避難所の運営に協力する。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な受け入れ、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、隣接市町と平常時から協議しておく。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防災組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第7項 被災者相談所の開設

市長は、災害の規模等により必要に応じて被災者相談所を開設する。

被災者相談所は、関係機関から必要な職員の派遣を求めて、尋ね人、生活相談の処理、避難後の家族の合流、避難所から他の場所（親戚、知人宅への移動）への移動の把握、流言（デマ）による心の動揺を防ぐための正しい情報の伝達等、各種の民生安定の対策を実施する。

第3節 平常時からの備え

前節までのことを迅速かつ円滑に進めるために、避難誘導、避難場所等についてあらかじめ計画を策定し、市民に広報しておく。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、市民センター、学校等の公共的施設等を対象に、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図る。

第1項 避難場所及び避難所の選定・整備及び広報

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、離島や予め孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく。

※担当【全】防災危機管理課、人権推進課、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

1 避難場所の種別

- (1) 緊急避難場所 … 空地（例：校庭、公園・緑地、神社・寺院の境内、球場等）
- (2) 避難所 … 避難生活場所となる施設（例：学校、市民センター、集会所、体育館等）

2 避難施設の選定基準

(1) 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

3 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口による。

4 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておく。

(例)「避難所の利用一覧表」

使用する 地域又は 地区名	避難所名	収容人員	炊き出し 能力	施設の 能力	経路・ 位置・ 所要時間	施設 管理者	管理 責任者	連絡員

5 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用にあたっての契約等を取りかわしておく。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を避難所とする場合は、避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

6 避難所の運営管理体制

避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておく。

- (1) 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておく。
- (2) 避難者名簿（様式作成）
- (3) 避難受け入れ中の秩序保持（集団生活に最低必要な規律等）
- (4) 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- (5) 各種相談業務

7 避難所の整備

- (1) 避難生活の環境を良好に保つための施設整備
換気設備、照明設備、扇風機、暖房器具等
- (2) 避難所として必要な施設・設備の整備
貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等
- (3) 災害情報の入手に必要な機器の整備
テレビ、ラジオ等
- (4) 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等

8 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

※参考資料 … 周南市指定緊急避難場所・避難所一覧〔資料編 7-7〕

第2項 避難場所への経路及び誘導方法

避難路及び誘導方法については、避難行動要支援者に配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を考慮した内容とするよう努める。

※担当【全】防災危機管理課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選定しておく。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難路の周知徹底を図る。また、夜間照明の設置に努める。

2 避難路の選定基準

(1) 避難路を2箇所以上選定する。

(2) 相互に交差しない。

(3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

(4) 市民の理解と協力を得て選定する。

第3項 避難場所、避難時の心得、避難路等についての普及啓発

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ、ホームページ等の作成及び配布

(2) 市民に対する巡回指導

(3) 防災訓練等の実施

※担当【全】防災危機管理課

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第4項 被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

※担当【全】防災危機管理課、課税課

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

第5項 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

※参考資料 … 要配慮者利用施設一覧（市指定）〔資料編 7-6〕

1 学校及び幼児教育施設

それぞれの地域の特性を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、受け入れ、施設の確保、保健衛生等に関する事項について定める。

※担当【全】子育て給付課、こども保育課、あんしん子育て推進課、教育政策課、学校教育課

2 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の受け入れ施設の確保、移送の方法、保健衛

生等に関する事項について定める。

※担当【全】病院管理課、健康づくり推進課

※参考資料 … 災害拠点病院等一覧表〔資料編 7-2〕

3 福祉関係施設

入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項について定める。

※担当【本】高齢者支援課、障害者支援課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

4 その他防災上重要な施設

避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項について定める。

第6項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

(1) 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。

(2) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

(3) 公営住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

※担当【全】農林整備課、建築課、住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

第6章 水防計画

市域における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、水防管理団体である市の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑化を図る。

本章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく周南市地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

なお、この章において、「法」とは水防法をいう。

第 1 項 水防実施機関の業務及び責任

1 市（水防管理団体・法第 3 条）

市は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(1) 組織、連絡系統等の整備

市は、法第 2 条にいう水防管理団体であり、法第 4 条に基づく知事の指定により、指定水防管理団体（水防管理者は市長）である。

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておく。

(2) 洪水浸水想定区域の指定があった場合（法第 15 条）

① 浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工事等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

オ エにおいて、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

② 上記①に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(3) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者（市長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第 33 条）

(4) 市の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるよう常に気象状況の変化に注意しなければならない。

※担当【全】防災危機管理課、河川港湾課、水産振興課、消防本部、光地区消防組合消防本部

※参考資料 … 知事が水防警報を発する指定河川、海岸及び区域〔資料編 4-10〕

2 居住者等の水防義務（法第 24 条）

その地域に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関（消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

3 河川管理者等（法第 24 条の 2）

河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

4 県（法第 3 条の 6）

(1) 県（本庁）

県は、市が行う水防活動が円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。県知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、本計画に定めるところにより、氾濫等を通知する。併せて、緊急の際の立ち退き等の指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

(2) 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

(3) 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水警報・注意報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるよう常に気象状況の変化に注意しなければならない。

5 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所（法第 10 条、第 16 条、第 48 条）

国土交通大臣が指定した河川（佐波川）について、水防警報を行うことをはじめ、气象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、県又は水防管理団体（市）に対し、水防上必要な勧告、助言を行う。

6 气象台（法第 10 条、第 11 条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び県知事に通知する。なお、佐波川については、山口河川国道事務所と共同して洪水予報を行い、県に通知する。さらに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これらを一般に周知させる。水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用特別警報は設けられていない。

第2項 市の水防体制

第3編第1章「市の体制」を準用する。

第3項 気象状況等の連絡系統

第3編第2章「災害情報の収集・伝達」を準用する。

第4項 水位、雨量等の連絡系統

1 水位、雨量

(1) 観測

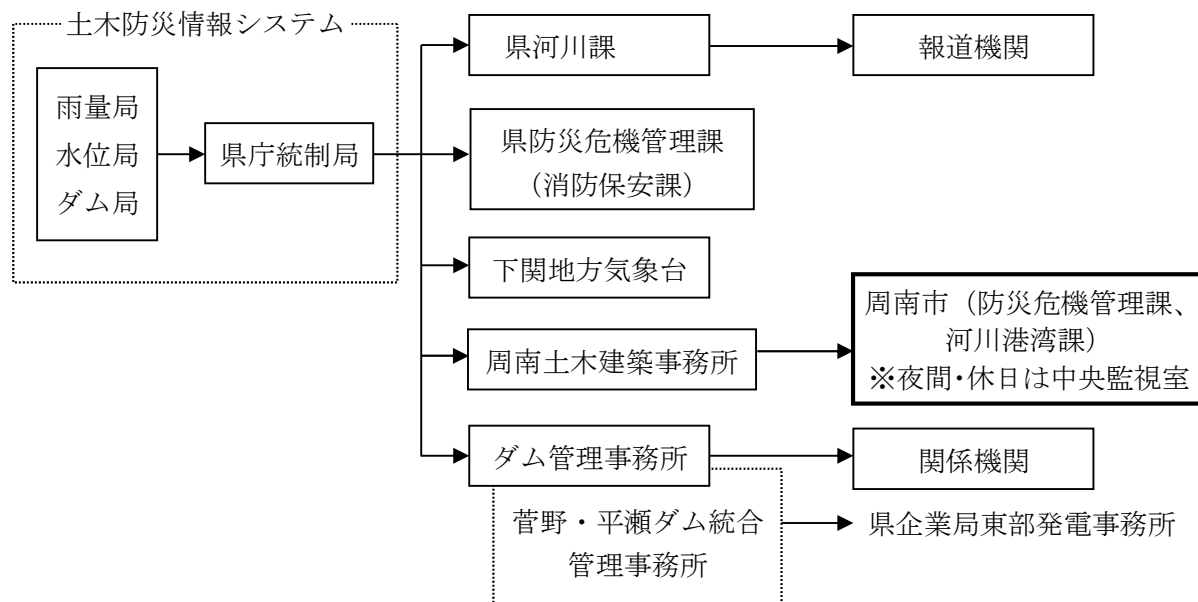
水防管理者（市長）は、気象情報、自らの判断又は水防警報により出水のおそれがあると知った場合、又は、気象状況により相当の降雨があり、水防団待機水位（通報水位）、通報雨量に達するおそれがあるときは、周南土木建築事務所長等の水防関係者と緊密な連携をとり、その変動に注意しなければならない。

※参考資料 … 河川水位観測所一覧表〔資料編3-1〕

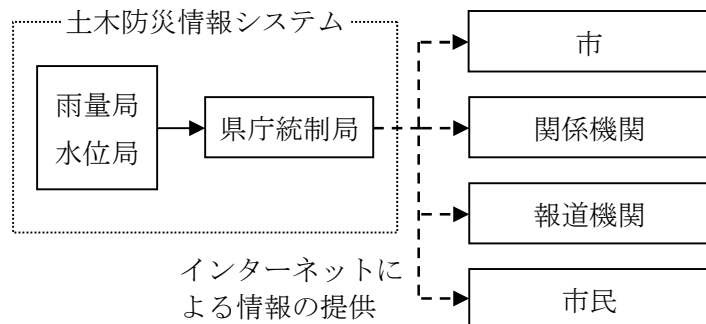
河川簡易型水位計一覧表〔資料編3-1-1〕

雨量観測所一覧表〔資料編3-2〕

(2) 連絡系統



(3) 情報連絡系統



2 潮位

(1) 観測

水防管理者（市長）は、注意報又は自らの判断により、高潮のおそれがあることを知ったときは、風向、風速及び潮位を観測し、周南土木建築事務所長等の水防関係者と緊密な連絡をとり、その変

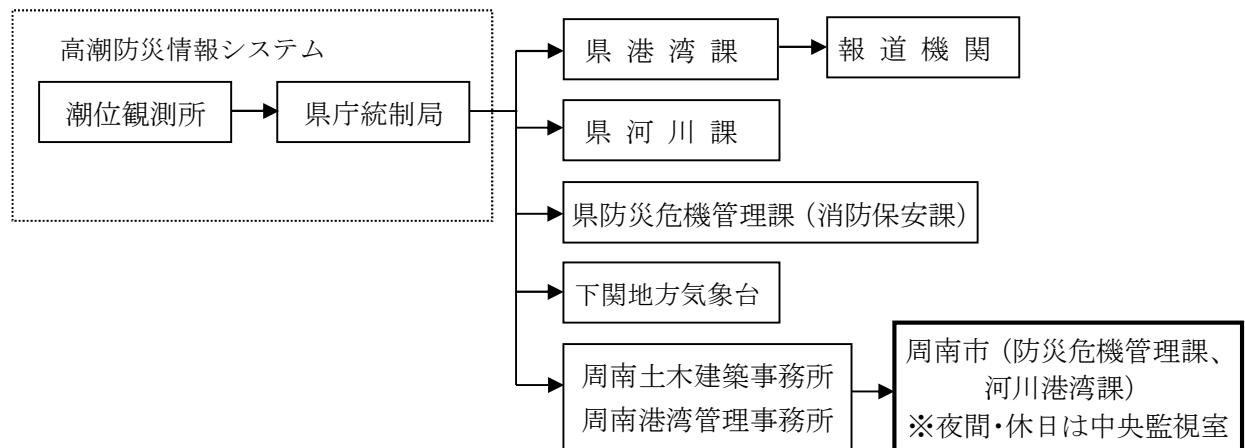
動に注意しなければならない。

※参考資料 … 潮位観測所一覧表〔資料編 3-3〕

各港潮位表〔資料編 3-4〕

風速計一覧表〔資料編 3-5〕

(2) 連絡系統



第5項 水防備蓄器具、資材の整備、確保

※担当【全】防災危機管理課、農林整備課、河川港湾課

【新】地域政策課

【熊】【鹿】地域政策課、産業土木課

1 水防用備蓄器具、資材

(1) 備蓄器具、資材の使用

市の水防用備蓄器具及び資材は資料編のとおりであり、その使用については、関係各課の要請により、水防管理者が決定する。

※参考資料 … 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表〔資料編 8-2〕

(2) 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意する。

(3) 備蓄器具、資材の応援

現有の水防機資材のみでは災害に対処できないときは、県に保有資機材の応援要請を行う。

2 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の割合で水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておく。

品 名	数 量	品 名	数 量
くわ	20 丁	杭（長さ5m）	20 本
つるはし	5 丁	杭（長さ3m）	40 本
掛矢	5 個	杭（長さ2m）	80 本
鋸	20 本	ロープ	550kg
おの	5 個	ブルーシート	200 枚
スコップ	35 丁	鎌	100 挺

ハンマー	7 個	11 番鉄線	50kg
ペンチ	5 個	14 番鉄線	30kg
土のう袋	2,200 俵	照明用具	若干

3 民間水防用資器材の確認

出水期において、周南土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめ市内において水防 用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意する。

第6項 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

1 水位の通報及び公表（法第12条）

(1) 水防団待機水位（通報水位）〔法第12条第1項〕

水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位をいう。

水防管理者、国又は県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）〔法第12条第2項〕

氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位をいう。

国又は県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

(3) 県が行う通報及び公表

水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統」中「第1項水位、雨量の情報収集及び連絡」の「3 雨量、水位の連絡系統」及び「4 雨量、水位の情報連絡系統」による。

なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行う。

2 洪水予報（法第10条、第11条）

(1) 洪水予報の内容

国土交通大臣又は県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあるとみとめられるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に通知する。

(2) 県と気象台が共同で行う洪水予報（法第11条）

① 予報実施区域及び基準地点

県の水防計画 P13 を参照。

② 洪水予報の対象となる基準観測所

県の水防計画 P13 を参照。

③ 洪水予報の担当官署

県の水防計画 P13 を参照。

④ 洪水予報の発表形式

県の水防計画 付表 11 洪水予報の発表形式イメージを参照。

⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段

県の水防計画 付表 17 島田川水系島田川の洪水予報実施要領を参照。

⑥ 洪水予報の伝達方法

周南土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで周南市に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）

(1) 水位情報の内容

国土交通省又は県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

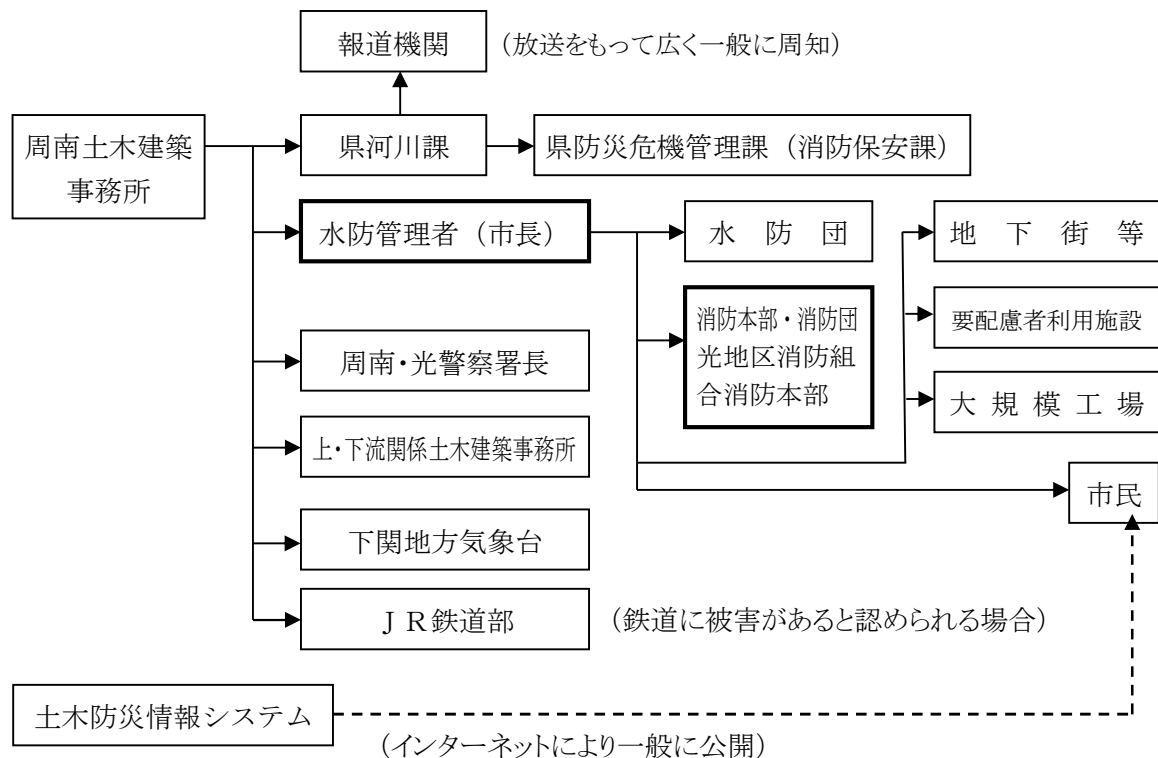
(2) 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知する。

※参考資料 … 知事が水防警報を発する指定河川、海岸及び区域〔資料編4-10〕

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法

周南土木建築事務所長は、氾濫危険水位（特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をメールで市の担当部署に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

第7項 水防警報（法第2条、第16条）

国土交通大臣又は県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して、水防警報を発表する。

1 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

(1) 河川及び海岸の指定

① 河川

既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行って総合的に評価し、指定する。

② 海岸

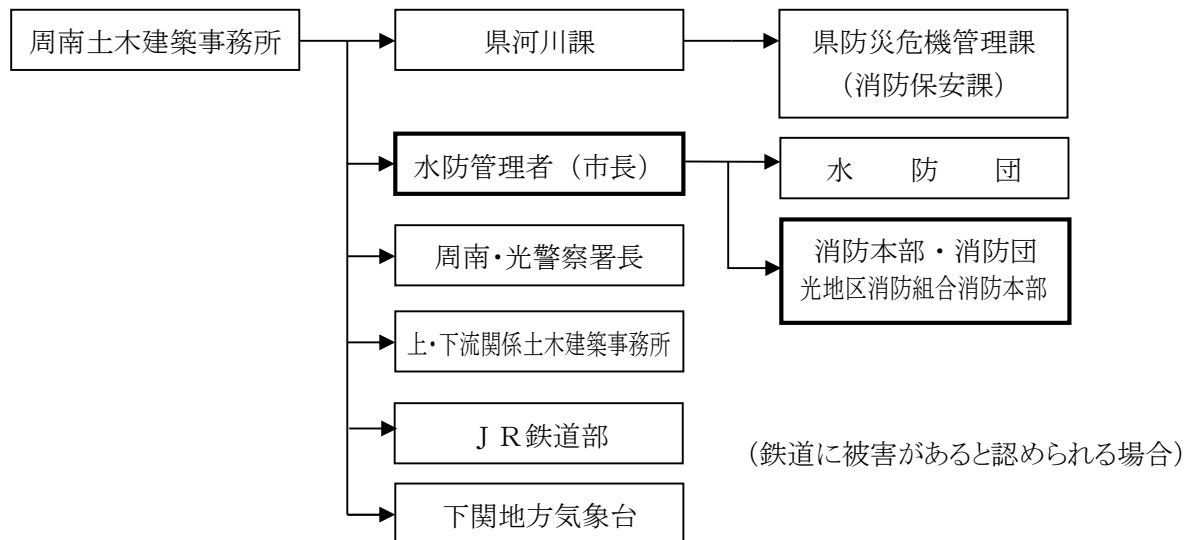
高潮災害の想定される海岸について、指定する。

※参考資料 … 知事が水防警報を発する指定河川、海岸及び区域〔資料編4-10〕

(2) 通報

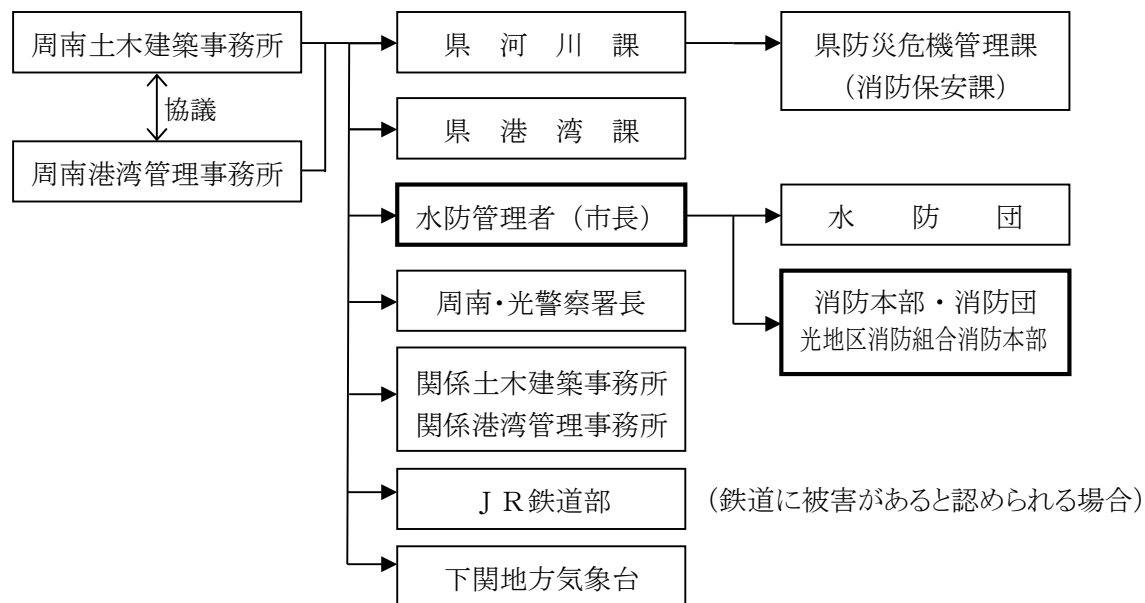
知事が発する水防警報は、周南土木建築事務所長（周南港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、周南土木建築事務所長と周南港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発し、関係機関に通報するとともに、直ちに警報の内容を県河川課に報告する。

① 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



※ この系統図は、国土交通大臣が発する水防警報を受けた場合に準用する。

② 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



(3) 水防警報の伝達方法

周南土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで市に送信後、電話で受信確認を行う。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

2 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）

① 河川

種類	内 容	発 令 時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発表しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備 2 陸閘の操作 3 逆流防止水門、溜池等の水門の開閉準備 4 河川、その他危険区域の監視 5 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため、水防要員の出動を通知するもの。	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生ずるおそれがあるとき 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	1 河川の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき 2 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により、水防の必要がないと認められたとき 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき

② 海岸

種類	内 容	発 令 時 期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により、高潮等の危険が予想されるとき。 レベル 3 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等の理由による水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される 12 時間程度前に発表する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため、水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 レベル 4 高潮危険警報の発表又は高潮発生が予想される 4 時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により、高潮のおそれなくなったとき。

3 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）

※参考資料 … 河川水位観測所一覧表〔資料編 3-1〕

河川簡易型水位計設置場所一覧表〔資料編 3-1-1〕

4 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県周南土木建築事務所発表

〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるよう準備をしてください。
--

第8項 水防活動

1 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保する。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は水防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できるまでは、原則として退避を優先する。

2 重要水防箇所

本章で定める重要水防箇所は、資料編のとおりである。

※参考資料 … 重要水防箇所〔資料編 4-2〕

3 ダム、排水機場、水門等の操作

(1) 点検、整備

ダム、排水機場、水門、樋門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意する。

(2) ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

(3) 防潮水門・排水機場の運転

防潮水門及び排水機場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水機場の運転を行う。

このほか、津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖する。ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わない。

(4) 水門、陸閘の操作

① 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖する。

② 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は、河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は、台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

③ 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先する。

④ 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖する。

(5) 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が冠水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促す。

※参考資料 … 主要ダム一覧表〔資料編 4-9〕

※担当【全】水産振興課、河川港湾課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

4 水防措置

(1) 通常警戒

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所に長に通報し必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより、水防警報区域及び重要水防箇所に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに周南土木建築事務所に長に通報する。

※参考資料 … 知事が水防警報を発する指定河川、海岸及び区域〔資料編 4-10〕

重要水防箇所〔資料編 4-2〕

(3) 警戒区域の設定（法第 21 条）

水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止もしくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(4) 警察官の派遣要請（法第 22 条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(5) 氾濫・決壊・漏水等の通報

① 氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をしたものが河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

ただし、地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル 5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、市と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定める。

なお、本通報において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにもかかわらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(ア) 河川管理者（県）が行う氾濫等の通報

- ・氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域
島田川	区域④ 左岸 周南市大字小松原字筏場 7 番 4 地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山 8 1 0 番 2 地先から河口まで

※巡視に当たっては安全を十分に確保した後に行うとともに、緊急安全確保の指示があった場合は、直ちに退避を行い、安全な場所から確認できた場合のみ通報を行う（以下同じ）。

- ・氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、県水防計画付表 1 7（島田川水系島田川洪水予報実施要領）のとおり定める。

- ・氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表 3 0 - 1 のとおり定める。

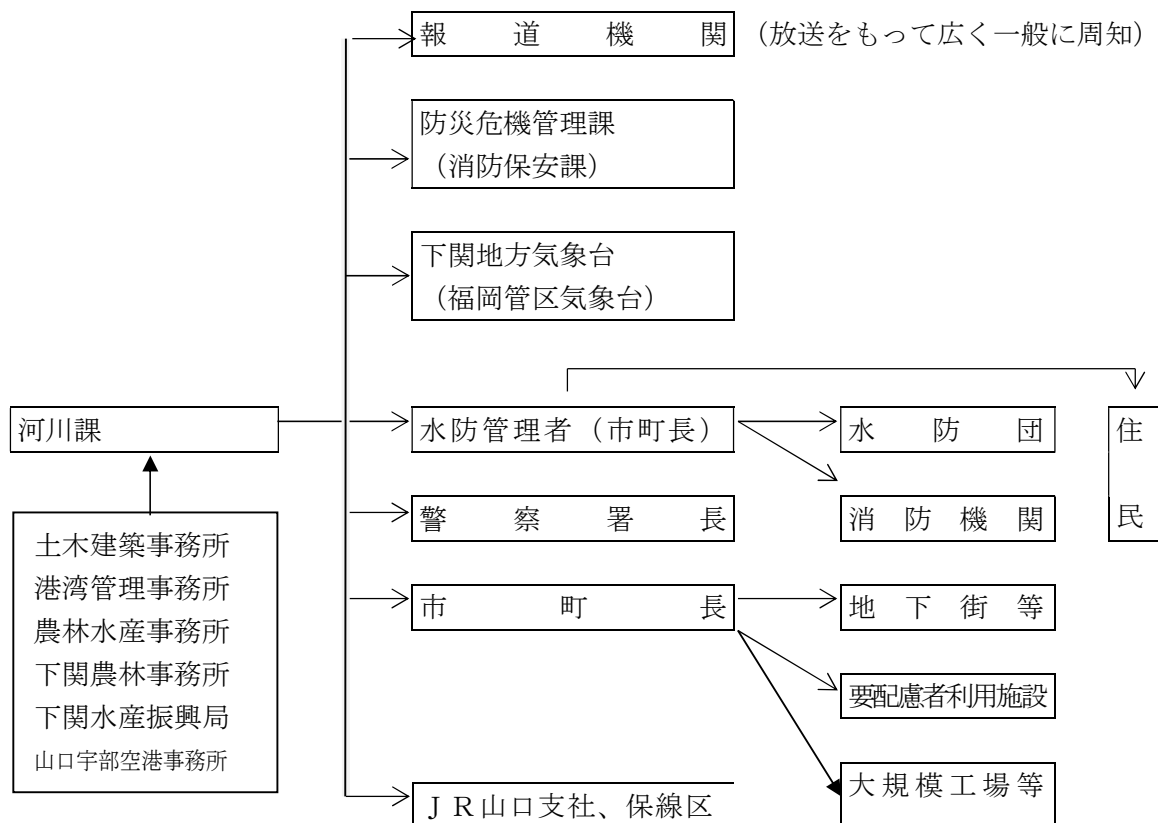
(イ) 海岸管理者（県）が行う氾濫等の通報

- ・氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

通報を行う海岸名等は県計画付表 3 1 のとおり定める

- ・氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



・氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、氾濫発生情報用紙をメールで上記図により送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

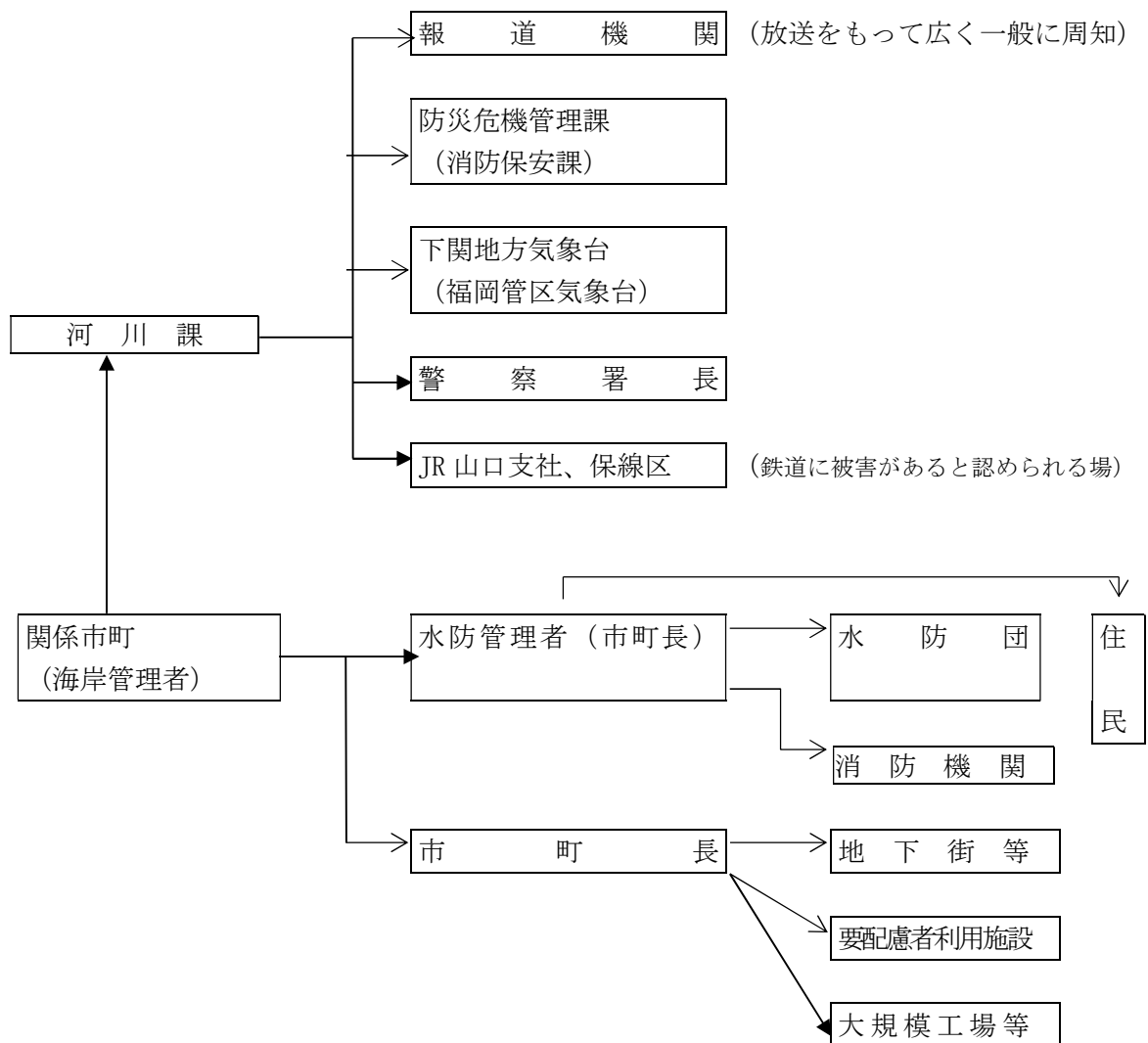
(ウ) 海岸管理者（市町）が行う氾濫等の通報

・氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

通報を行う海岸名等は県計画付表 3 1 のとおり定める。

・氾濫の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。

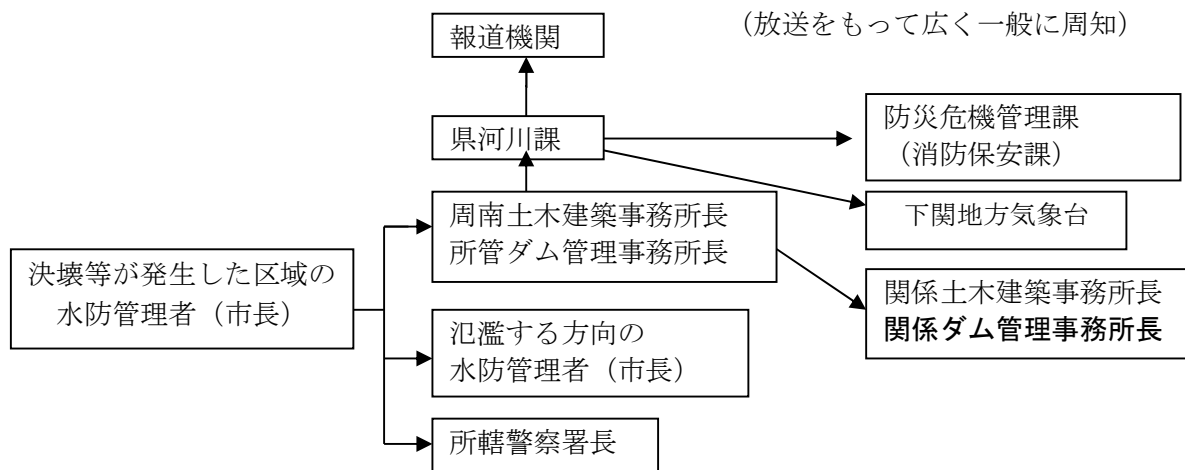


・氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、氾濫発生情報用紙をメールで上記図により送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

②決壊漏水等の通報（法第 25 条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。決壊等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



(6) 決壊後の措置（法第 26 条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

※担当【全】河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【熊】【鹿】産業土木課

5 出動及び水防作業

(1) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づいて出動させ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行う。

- ① 出動を要する水防警報が発せられたとき
- ② 洪水予報が発せられたとき
- ③ 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき
- ④ 堤防の異常を発見したとき
- ⑤ 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき
- ⑥ 津波による被害が予想されるとき

※担当【全】河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

(2) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

※担当【全】河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）
【熊】【鹿】産業土木課

6 緊急通行

(1) 水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防副団長及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する者とする。

7 水防管理団体等相互の協力

(1) 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- ② 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資器材の提供
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(2) 海岸管理者の協力

海岸管理者山口県知事及び海岸管理者となる市町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対する海岸に関する情報の提供
- ② 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、海岸管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(3) 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。従って隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

詳細については、第4編第6章第1節「災害時の相互協力」を参照

8 立退きの指示

(1) 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

(2) 立退き等の指示（法第29条）

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事及びその命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

9 輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第4編第5章「緊急輸送活動」に定めるところによる。

10 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知するとともに、周南土木建築事務所長を通して県河川課に報告する。

11 水防てん末報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、水防活動終了後5日以内に、周南土木建築事務所を経由して、県河川課経由で知事に報告する。知事は、当該報告について中国地方整備局に報告する。

第9項 公用負担

水防法に定める公用負担については、次のとおりとする。

1 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その地域の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害補償（法第28条、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによる。

第10項 水防標識・水防信号・身分証票

1 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりである。

（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第2条）



※ 備考

- (1) 標識の大きさは、縦 15 c m、横 21 c mとする
- (2) 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする
- (3) 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする

2 水防信号（法第 20 条）

知事の定める水防に用いる水防信号は、次のとおりである。（水防法施行細則（昭和 34 年山口県規則第 54 号）第 3 条）

種 類		発信の方法	警鐘による場合			サイレンによる場合		
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの		○休止	○休止	○休止	約 5 秒 ○ー	約 15 秒 休止	約 5 秒 ○ー
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの		○ー○ー○休止	○ー○ー○休止	○ー○ー○	約 15 秒 ○ー	約 5 秒 休止	約 15 秒 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの		○ー○ー○ー○休止	○ー○ー○ー○休止	○ー○ー○ー○	約 30 秒 ○ー	約 5 秒 休止	約 30 秒 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの		乱打			約 1 分 ○ー	約 5 秒 休止	約 1 分 ○ー

※ 備考

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること
- (2) 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること

3 身分証票（法第 49 条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に、携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行規則（昭和 34 年山口県規則第 54 号）第 4 条）
なお、用紙の大きさは、縦 6 cm、横 9 cmとする。

（表）

第 号

水 防 公 務 証

所 属

職氏名

上記の者は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
第 49 条第 1 項の規定により立入りをする者であることを証明します。

年 月 日発行

周南市長

印

（裏）

水 防 法 抜 粹

（資料の提出及び立入）

第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第 1 1 項 水防訓練

指定水防管理団体（市）は、水防法第 3 2 条の 2

この水防訓練は、県及び市地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えない。

※担当【全】防災危機管理課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第 1 2 項 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督及び情報提供（法第 36 条、39 条、40 条）

水防管理者は、次号に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

2 水防協力団体の業務（法第 37 条）

水防協力団体は、次の業務を行う。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒、その他の水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第7章 火災対策

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等の火災防御、及び大規模林野火災の自衛隊災害派遣等の林野火災対策について定める。

第1節 火災の防御

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防御に必要な対策について定める。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市

現行の消防組織は市消防（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）が原則であり、従って市内における建物、山林、船きょ又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防御活動を実施する。

(2) 海上保安部

海上における船舶等の火災にかかる防御活動を実施する。

(3) 県

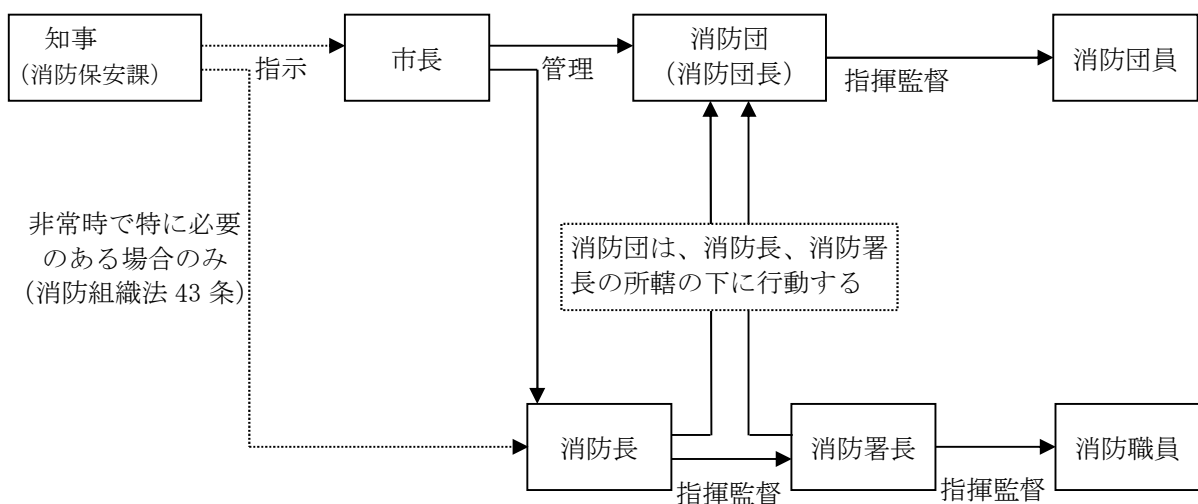
大規模火災で必要がある場合、又は市から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防御のための必要な指導、助言もしくは勧告等を行い、市を支援する。

(4) 警察

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

市、消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報の発表・通報

(1) 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝 5 時頃に、おおよそ 24 時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

(2) 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m／s 以上予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

(3) 知事（消防保安課）は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。

2 火災警報の発令

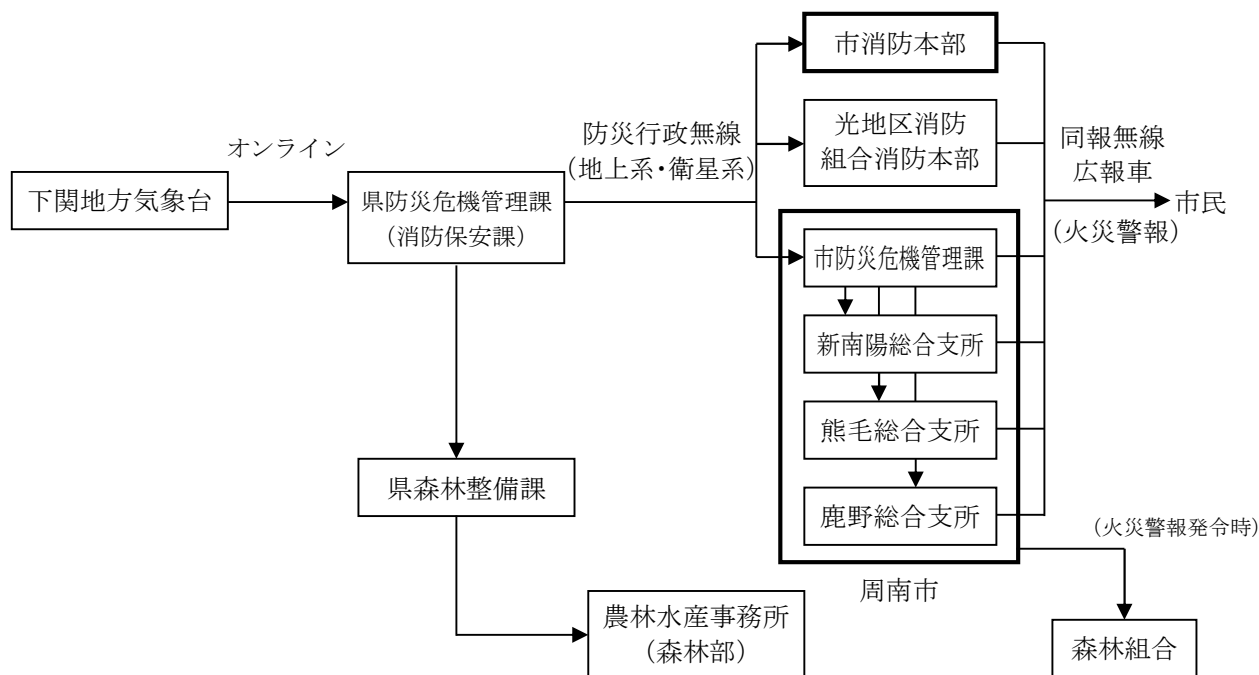
市長（熊毛地域は、光地区消防組合管理者）は、知事（消防保安課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

なお、火災警報の発令基準については、市において地域の実態を加味しあらかじめ定めておく。

気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な予警報として次のものがあり、消防長はこれを有効に活用し必要な措置を講じる。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には、平均風速が 10m/s を超えると予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合。

3 火災気象通報の連絡系統



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための市民への呼び掛け

- ① 県（消防保安課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市及び消防本部に防災行政無線（一斉ファックス）により伝達し、注意を促す。
- ② 県から通報を受けた市長（消防長）は、CATV、防災行政無線（同報系）、広報車等を活用し、市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生 of 未然防止を図る。

(2) 市は、火災警報を発令したときは、次の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）市民に周知を図る。

- ① 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- ② 防災行政無線（同報系）を使用しての広報
- ③ CATVを使用しての放送
- ④ 主要地域における吹流しの掲揚
- ⑤ 警報信号（消防法施行規則別表1の3）
- ⑥ 広報車による巡回広報

5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、注意報・警報発表時）には、特に警戒体制を強め、広報車等でのパトロールを強化する。

第3項 消防活動

消防長は、管轄区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防本部は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有

効に活用し、必要な情報を収集する。

初 期 情 報	中 期 情 報
・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項	・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・市民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平常時から、次により必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

※参考資料 … 消防ポンプ自動車等現有台数〔資料編 8-4〕

消防水利の現状〔資料編 8-5〕

主要消防機械器具〔資料編 8-6〕

特定事業所の消防車両等（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 8-9〕

3 自主防災組織、住民の活動

- ① 火災が発生したときは、直ちに消防機関に連絡するとともに、人身に危険が及ばない範囲で、消火器、バケツリレー等による初期消火に努める。
- ② 初期消火とともに、被害の状況に関する情報収集をできる範囲で行う。
- ③ 消防署、消防団が到着した場合には、速やかに消火活動を引き継ぐとともに、収集した情報を伝達する。

4 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

- ① 市、消防本部は、火災が発生し、拡大又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、隣接市町）に対し、速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報し、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

- ② 市、消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災等については火災発生後直ちに電話・ファクシミリにより報告する。

ア 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災

イ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

ウ 特定防火対象物で死者が発生した火災

エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難した火災

- オ 大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- カ 建物火元損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額 1 億円以上と推定される建物火災
- ク 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
- ケ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- コ 火災面積 10 ヘクタール以上と推定される、または、住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- シ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ス 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- セ 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故
- ソ 放射性物質の漏洩等の事故
- タ 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの

- (2) 応援要請必要時の情報連絡
第 4 項「広域消防応援」参照

5 市民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり、市民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため、付近住民等への規制措置も必要となることから、消防本部は、次の対策を講じる。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

① 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

② 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、市民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止もしくは制限を行う。

③ 設定・表示要領等

ア 警戒区域の設定にあたっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに、適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。

イ 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。

掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。

ウ 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて、警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示等

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、市民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

① 一般的な避難判断基準

ア 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき

イ 危険物の流出

- a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき

ウ ガス等の漏洩

- a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき

② 市長等の避難指示

第3編第5章第1節「避難指示等」参照

③ 避難場所・避難誘導

避難対策については、第3編第5章第1節「避難指示等」及び第2節「避難所の設置運営」参照

なお、火災に関して留意する事項は、次のとおりである。

ア 避難場所の決定

市防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

イ 避難順位

火災現場の風下に位置する市民のうち、要配慮者を優先する。

ウ 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで、徒歩を原則とする。

エ 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

オ 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

カ 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

6 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市部局と消防本部で情報の一元化、役割分担等について協議する。

なお、広報活動は、市民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 市民に対する広報

市民に対する注意と警戒を喚起するとともに、避難指示等における不安の解消と、迅速適切な避難を行うために実施する。

① 災害情報

- ア 気象情報
- イ 被害状況
- ウ 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- エ 安否情報
- オ 道路交通情報
- カ その他必要事項

② 避難広報

- ア 避難指示等の出された地域の範囲等
- イ 避難先（緊急避難場所又は避難所の所在地、名称）
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由（危険切迫の理由）
- オ 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- カ 避難順位
- キ その他必要事項

(2) 報道に対する広報

警察、消防本部、防災危機管理課と調整の上、次の事項について発表する。
なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

① 被害状況等

- ア 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- イ 災害危険区域等
- ウ 避難、警戒区域設定状況
- エ 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

- ① 広報は、広報車、防災行政無線（同報系）、口頭伝達、メール、テレビ、CATV、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。
- ② 市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。この場合の手続き等については、第3編第3章第2節「放送局が行う放送」を参照

※担当【全】防災危機管理課、広報広聴課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第4項 広域消防応援

火災等災害発生に際して、市は所有する消防力の総力をあげて被害の軽減、拡大防止を図ることになるが、市の全力を挙げても対応できないと判断されるときは、市長は、他の市町の消防隊の応援を受けて消防の任務を遂行する。

1 消防相互応援系統図（消防組織法）

第4編第9章第1節第5項「応援要請の流れ」の図を参照

2 県内広域消防相互応援協定

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を平成8年4月に締結し、大規模火災等による不測の事態に備えている。

詳細については、第4編第9章第2節「山口県内広域消防応援計画」を参照

(1) 応援準備体制の整備

協定市町等は、応援要請が迅速かつ的確に行われるようあらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要事項を消防長会事務局消防本部及び他の協定市町等に届け出ておく。

(2) 要請手続き

- ① 応援要請は災害の規模を勘案して次の区分により行うものとし、原則として第一、第二要請の順に行う。応援を求められた市町等の長は、特別の理由がない限り応援要請に応じる。

第一要請	隣接市町等に対して要請する。
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して要請する。

② 要請方法

市長は、直接又は幹事消防本部を通じて、次の事項を明確にして要請を行い、県（防災危機管理課）に対しては、要請したことを電話等で通報する。

ア 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由

イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量

ウ 応援隊の活動内容

エ 応援隊の到着希望日時及び集結場所

オ その他必要な事項

※参考資料 … 山口県内広域消防相互応援協定〔資料編 2-2〕

3 緊急消防援助隊

全国の消防機関により「緊急消防援助隊」が設置されており、指揮支援隊、陸上部隊、航空部隊から構成されている。

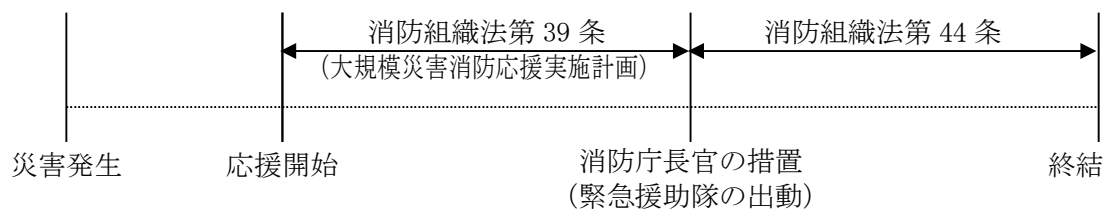
市長は、災害規模及び被害状況を考慮して、市内の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して応援要請を行う。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

詳細については、第4編第9章第2節「山口県緊急消防援助隊受援計画」を参照

4 大規模災害消防応援実施計画

大規模災害が発生した場合において、他の都道府県等による広域応援体制が機能し始めるまでの間、消防組織法第39条の精神のもと、いち早く被災地の消火、救急、救助等の応援活動を展開するため、全国消防長会の総意に基づき「大規模災害消防応援実施計画」が樹立され、必要な対応をとることになっている。

(1) 大規模災害消防応援実施計画の位置付け



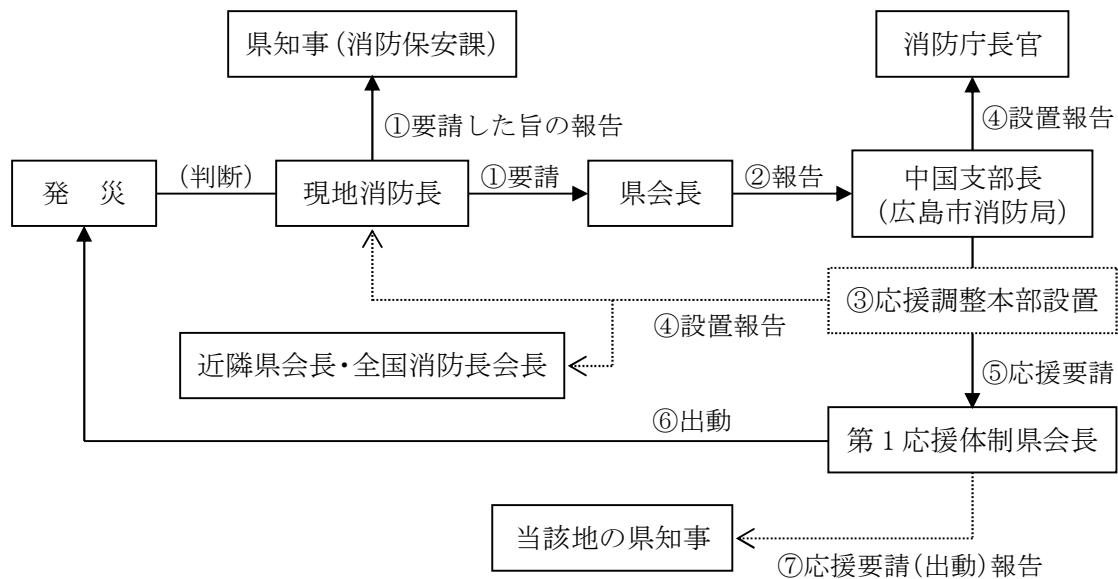
- ① 実施計画による応援体制は消防組織法第39条で立ち上がり、緊急消防援助隊出動等の消防庁長官の措置が実施されるまでの間のものである。
- ② 消防庁長官の措置による体制が機能し始めると、当初から立ち上がっていた本実施計画による応援体制は、消防組織法第44条に基づくものに移行する。
- ③ 応援の根拠が消防組織法第39条から第44条に変わっても、具体的な応援活動は基本的には変わらない。

(2) 部隊編成

応援部隊の編成は、指揮支援部隊、救助部隊、消火部隊、救急部隊及び後方支援部隊で構成される。

(3) 応援要請

応援要請手順の概略は、次のとおり



(4) 応援要請先・連絡事項等

要請連絡は、電話、FAXを利用して行う。

① 要請時の連絡事項

- ア 災害発生日時、場所
- イ 災害状況
- ウ 人的、物的被害の状況
- エ 必要応援部隊種別、隊数、必要資機材等
- オ 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート等
- カ 避難場所以外のヘリコプター離発着場所の位置、名称
- キ 応援活動に利用可能な港湾施設を有する場合は、当該港湾施設の位置、名称等

5 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、消防機関等が所有するヘリコプター（消防防災ヘリコプターを含む。）を活用した消防広域応援体制が整備されている。

詳細については、第4編第9章第3節第4項「広域航空消防応援の受援実施」を参照

6 広域消防応援に係る担当窓口

	平 日	休日・夜間
県	消防保安課消防救急班 電話 083-933-2399	防災危機管理・消防保安連絡員電話 083-933-2390
国	消防庁防災課 電 話 03-5253-7525	消防庁宿直室 電 話 03-5253-7777
	(衛星) 048-500-7525	(衛星) 048-500-7782
	F A X 03-5253-7535	F A X 03-5253-7553

7 広域応援要請に係る受援体制

応援要請を決定した場合は、次の事項について、受け入れのための準備を行う。

(1) 一般活動要請時

- ① 消防部隊集結場所の確保
 - ② 誘導員の配備
 - ③ 必要資機材の確保
 - ④ 補給物資の確保
 - ⑤ 指揮体制及び通信体制の確保
 - ⑥ その他、必要事項
- (2) ヘリコプター要請時
- ① 飛行場外離着陸場の指定

飛行場外離着陸場を指定する場合は、次の要件を満たすようにする。

 - ア ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路がない場所を選定する。
 - イ 重荷重状態（消火剤を吊り下げたとき）では、離着陸方向にこだわらず、風向に正対して離陸することが多いので、離着陸方向以外の方向にも障害物がない場所を選定する。
 - ウ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがあるときは十分散水する。また、積雪がある場所は、除雪又は展圧をする。
 - エ 離着陸時には、風圧等による危険があるので、関係者以外の者の接近をさせない。
 - オ 気流の安定した場所を選定する。
 - カ 安全進入方向を示すため、吹流し又は旗、発煙筒を用意する。
 - キ 連絡要員及び作業要員を待機させる。
 - ク 夜間時の使用の場合に備え、照明等の設備及び警戒要員を確保する。
 - ② 補給用燃料の確保

応援側消防本部と連絡を取り、使用燃料の種類を確認し、取扱業者を確保するとともに必要数量を手配する。燃料輸送にあたっては、必要に応じパトロールカーによる誘導を警察に依頼する。

第5項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災害対策基本法第 72 条及び消防組織法第 24 条の 2 の規定による知事の指示権により、市町長、消防長、水防管理者に対して災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

- (1) 指示の範囲
 - ① 対策要員の応援派遣
 - ② 災害防御、鎮圧の措置
 - ③ その他、災害防御措置に関し、必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として次によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第 1 次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の 1/3 の人員を派遣することを指示する。
第 2 次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の

	実員の 1/2 の人員を派遣することを指示する。
第 3 次指示権の発動	災害が 2 地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の 1/2 の人員を派遣することを指示する。

第 2 節 林野火災対策

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

※担当【全】農林整備課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第 1 項 実施機関及び組織

第 1 節第 1 項「実施機関及び組織」参照

第 2 項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第 1 節第 2 項「火災気象通報及び火災警報の伝達」参照

第 3 項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、消防機関等は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

(2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要がある時は、市長、消防長に対して、知事は災害防御措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の市町、自衛隊と連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

知事の指示権に係る具体的事項については、第 1 節第 5 項「知事の指示権」を参照。

(3) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(4) 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力をするよう努める。

2 消防活動の組織体制

第 1 節第 1 項「2 消防の組織体制」参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには、林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、次にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備 (4) 車両の移動配置準備
出 火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出 動 (1) 火災初期における防御体制 ① 非番職員、団員の非常招集 ② 現場指揮本部の開設 ③ 車両部署、水利部署位置の選定 ④ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 ⑤ 現場全体の状況把握と飛火警戒
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ① 水のう ② 消防ポンプ車 ③ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保
鎮 圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ① 残火処理部隊の編成 ② 警戒要員の配置 (2) 関係機関への連絡
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係

4 消防資機材の借受け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 借受手続き

① 借受側（市）の手続き

県が定める「災害対策用資機材貸付申請書」を、空中消火用資機材については、県防災危機管理課長へ、農林水産事務所(森林部)所有資機材については、周南農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

② 連絡先

ア 勤務時間内

県防災危機管理課（電話 083-933-2367）

周南農林水産事務所（電話 0834-33-6461）

イ 勤務時間外

県防災危機管理課長宅（県防災危機管理・消防保安連絡員経由）

周南農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

③ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、県が定める「災害対策用資機材借用証」を、消防保安課長又は周南農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

④ 貸付条件

ア 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

イ 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市長に貸付けたものとする。この場合の借受手続きは、(2)、(3)の手続きによる。

ウ 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

エ 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合は、この限りでない。

オ 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

カ その他、貸付者が必要と認めた事項。

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

※参考資料 … 災害対策用資機材貸付申請書〔資料編 8-1〕

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、県消防防災ヘリコプター、他県の消防隊及び消防防災ヘリコプターの応援（航空消防応援）を得て対応することとなる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第1節第4項「広域消防応援」参照。

1 消防防災ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

(1) 空中消火を実施する時間帯は、日の出から日没までであること

(2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間

2 ヘリコプターの受入体制

(1) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設定に係る一般的事項については、第4編第5章第6節「臨時ヘリポートの設定」を参照。

林野火災時には、事前に選定している候補地のなかから林野火災の発生場所、要請したヘリコプターの機数や機種に応じ、次の点に留意して適地を使用する。

- ① 火災現場に近いこと
 - ② 周囲に立木、送電線、鉄塔等の飛行障害物がないこと
 - ③ 民家、果樹園、牧場等の近隣を避けること
 - ④ 気流が安定した場所とすること
 - ⑤ 消防防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの離着陸場を、できる限り別に確保すること
 - ⑥ ヘリコプターの大きさに合わせて、所要の広さを確保すること。概ね、次に掲げる広さが望ましい。なお、補給作業を行う場合は、それに必要な広さ（35m×35m程度）も確保すること
- | | |
|---------------|-------------|
| ア 消防防災ヘリコプター | 35m× 35m程度 |
| イ 自衛隊中型ヘリコプター | 50m× 50m程度 |
| ウ 自衛隊大型ヘリコプター | 100m×100m程度 |
- ⑦ できる限り平坦な場所で、舗装面又は芝地・草地とすること

※参考資料 … 災害時における臨時ヘリポートの予定地〔資料編 10-10〕

(2) 給水場所

給水方法に関しては、自然水利からの自己給水と、ポンプ車等による地上給水があるが、自己給水のほうが消火作業効率がよいので、できる限りこれを優先する。

また、次の点に留意して場所を決定する。

- ① ヘリコプターの大きさに合わせて、自己給水ポイントの水深を考慮すること
- ② 消防防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの給水場所を、できる限り別に確保すること
- ③ 多くのヘリコプターが活動する場合は、上空での待機や機体の錯綜を防ぐため、できる限り複数の給水場所を選定すること

(3) 給油場所等

給油場所や燃料について、燃料の調達には急を要するため、事前に緊急時の調達及び輸送について関係者と調整しておく。その際、次の点に留意する。

- ① 臨時ヘリポートに給油場所を設けるか、または最寄の飛行場で給油できるようにすること
- ② 安全性や効率を考慮すると、ドラム缶よりタンクローリーによる給油のほうが望ましい
- ③ タンクローリー給油の場合は、車両のアクセスを考慮すること

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項を定める。

※担当【全】防災危機管理課

1 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第4編第7章「自衛隊の災害派遣要請」を参照

2 自衛隊ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

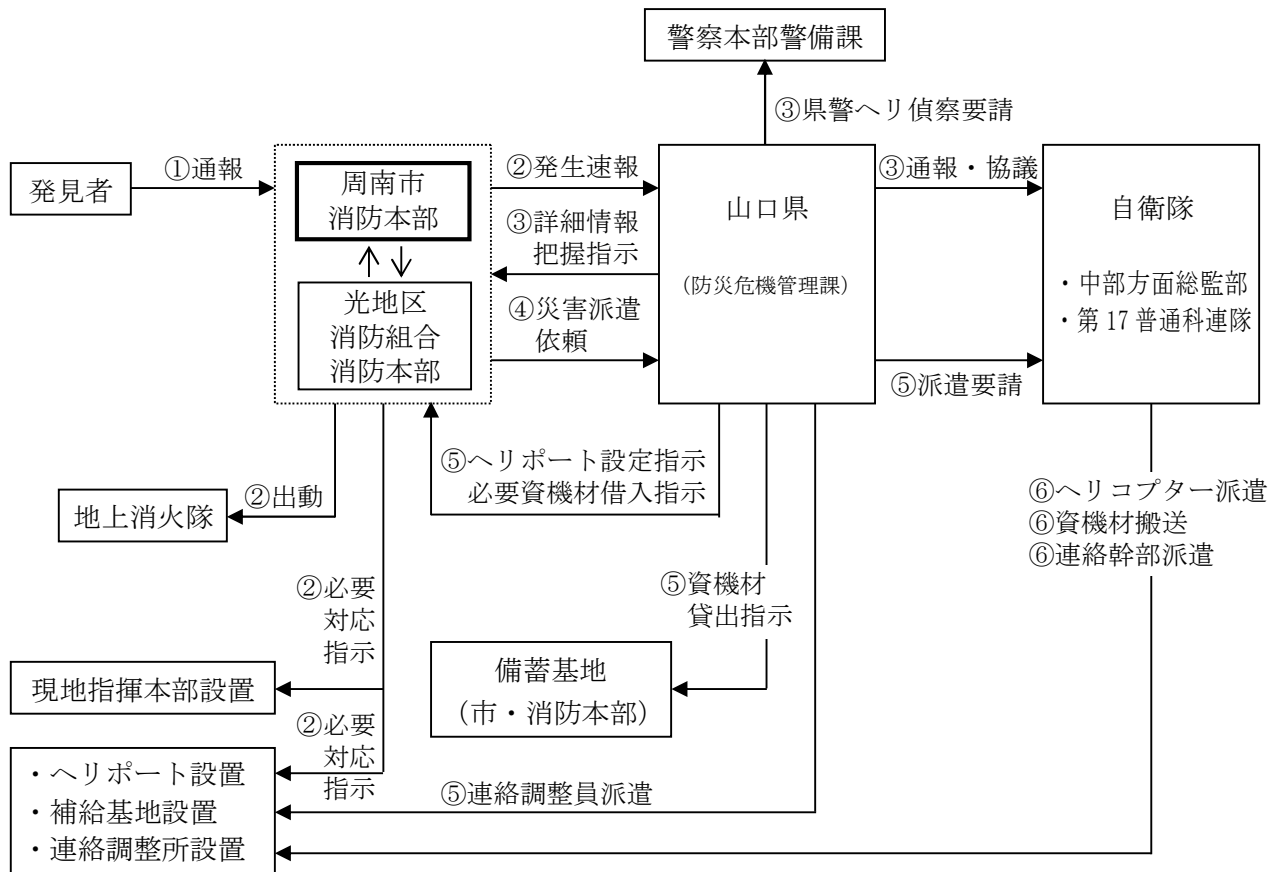
- (1) 空中消火を実施する時間帯は、日の出から日没までであること

- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
通常、第 13 飛行隊のヘリコプターの場合、県内であれば離陸してから 30 分以内で到着する。
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 自衛隊ヘリコプターの受入体制

第 4 項「2 ヘリコプターの受入体制」を参照。

4 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



5 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

- ① 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

② 現地指揮本部の空中消火に関する任務

ア 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

イ 空中・地上消火隊との活動統制

防衛戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

① 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、概ね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

ア ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

イ 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

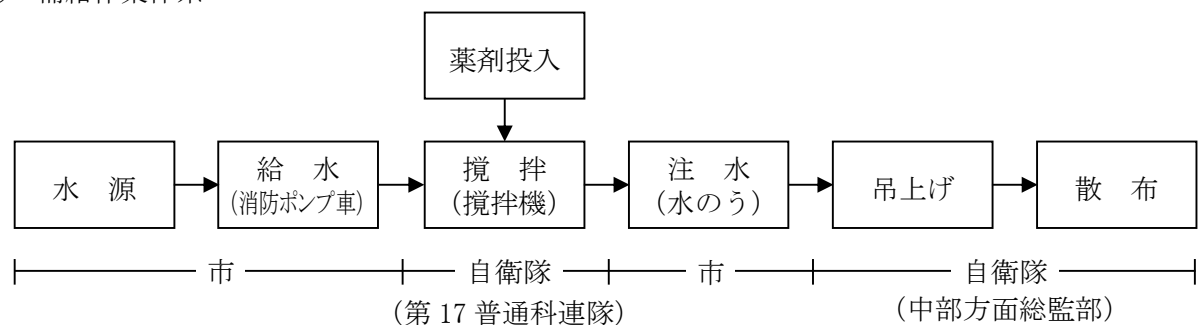
ウ 気流の安定した場所であること。

② ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、県防災計画資料編「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

(3) 補給作業

① 補給作業体系



② 補給作業の内容

ア 給水作業

イ 薬剤準備・投入作業

ウ 攪拌作業

エ 消火剤注水作業

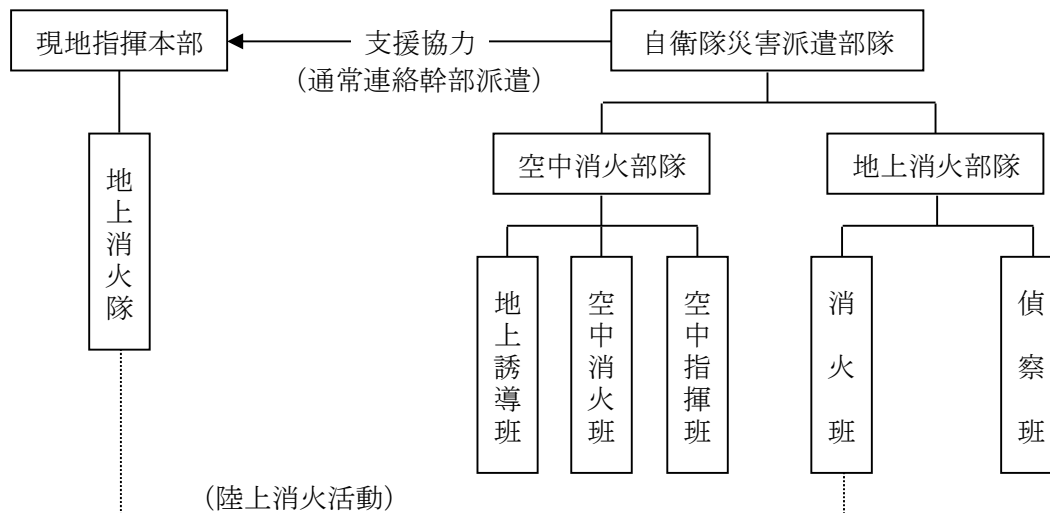
③ 作業 1 個班の人数

市等が受け持つ作業内容を上記とした場合の、一般的人数は次のとおり。

なお、要員の確保にあたっては、これを目安に要員を確保すること。

班 長	給水係	薬剤 注入係	連絡 警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車 (1 台)・防塵眼鏡・ 防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

6 自衛隊空中消火現地部隊の組織図



7 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、及び途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵 察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

8 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

(1) 一般的注意事項

- ① 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること
- ② 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること
- ③ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと
- ④ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること
- ⑤ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲 50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

- ① 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること
- ② ヘリコプターから半径 15m以内での火気の使用を禁止すること
- ③ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと
- ④ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと
- ⑤ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること

第6項 市民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

- (1) 市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。

避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項「5 市民に対する安全対策」参照。

- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は、第1節第3項「5 市民に対する安全対策」(2)③参照。

第7項 災害広報

県、市及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を市民等に伝達する。林野火災時において市民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては、第1節第3項「6 災害広報」参照。

1 災害広報事項

- (1) 気象予警報発令状況
- (2) 災害危険区域等に関すること
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達
- (5) 市ホームページ、SNS等

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処

理する。

- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

- ① 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- ② 利用資機材の点検
- ③ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、概ね次のとおりとする。

① 火災原因関係

- ア 火災発生日時、場所
- イ 発生原因
- ウ 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- エ 被害状況

② 火災防御鎮圧活動関係

- ア 消防機関の覚知時刻及び経過
- イ 出動人員及び出動時刻
- ウ 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- エ 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- オ 広域応援部隊の活動状況
- カ 残火処理活動
- キ 防御指揮及び防御作業の経過概要
- ク 救護、資機材給与概要
- ケ その他

第9項 二次災害の防止活動

- (1) 市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意し、二次災害の防止に努める。
- (2) 市、県及び国は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。